

さくら市

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月
さくら市

ごあいさつ



ちようど
いい!
さくら市



さくら市長 花塚 隆志

本市では、令和3年3月に策定した「さくら市障がい者計画」の基本理念のもと、障がい者施策の取り組みや福祉サービス提供体制の確保などを目的とした「さくら市障がい福祉計画」及び「さくら市障がい児福祉計画」を同年に策定し、障がいのある方に関する各種施策を推進してまいりました。

この間、国においては「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定や、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」、「障害者差別解消法」の一部改正などの対応をしております。

近年、少子高齢化による親なき後の問題や、障がいのある方やその家族の高齢化、精神障がい者や障がいのある子どもへの支援ニーズの増加など、社会の大きな変化と共に、障がい者とその家族に必要とされる支援も急速に複雑化・多様化しています。

そのような中、本計画では前計画の基本目標を継承しつつ、障がいのある方が安心して地域で暮らせるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援と、環境の変化やニーズに対応した障害福祉サービスを提供できるよう「さくら市第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定しました。障がいのある方が、主体的に地域とつながり地域の中で役割を持ち、お互いが配慮し認め合う社会を目指してまいります。

私は、さくら市の将来像を「健康・里山・桜の小都市^{まち}」と表現するとともに、基本理念として「さくら市での暮らしを楽しめるまちづくり」を掲げています。市民全体が自然に支え合い、助け合いながら、その人らしい生活を送ることができるような小都市^{まち}となるよう、関係者の皆様をはじめ、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、ご協力を賜りました委員の皆様を始め、アンケート調査やヒアリングにご協力いただきました障がい福祉関係者の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6(2024)年3月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 本計画の概要.....	6
第2章 障がいを取り巻く現状	11
第1節 データに基づく市の現状把握.....	11
第2節 事業所・団体アンケート調査.....	19
第3章 計画の基本的な考え方	25
第1節 計画の内容.....	25
第4章 国の基本指針に基づく成果目標	26
第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	26
第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	27
第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	28
第4節 福祉施設から一般就労への移行等.....	29
第5節 障がい児支援の提供体制の整備等.....	31
第6節 相談支援体制の充実・強化等.....	32
第7節 障害福祉サービス等の質の向上.....	33
第5章 サービス等の見込量と確保方策	34
第1節 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策.....	34
第2節 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策.....	49
第3節 障害児福祉サービスの見込量と確保のための方策.....	58
資料編	63
1 障がい者計画等策定委員会委員名簿.....	63
2 さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会委員名簿.....	64
3 さくら市障がい者計画策定経過.....	65
4 用語集.....	66

「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、「障がい」という言葉が人や人の状態を示す場合、「障がい」と表記しています。これは、「害」の漢字を人に対して使用することが、障がい者への差別や偏見を助長する可能性を考慮したものであり、障がい者の人権を尊重し、市民の障がい者への理解を深めることを目的としたものです。

ただし、国や県が定めた法律の用語や団体等の固有名詞は、元の表記に合わせて「障害」と表記しているため、本計画では「障害」と「障がい」の表記が混在しています。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1. 計画の趣旨

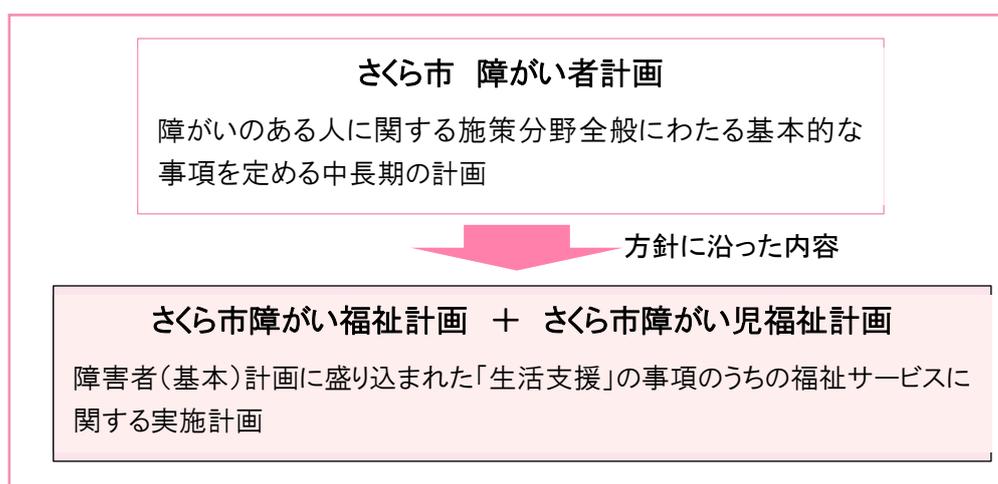
「さくら市 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく『市町村障害福祉計画』、さらに児童福祉法第33条の20に基づく『市町村障害児福祉計画』を一体的に策定するものです。

また、本計画は、「さくら市 第4期障がい者計画」の方針に沿った実施計画として位置づけています。

さくら市 第4期障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく『市町村障害者（基本）計画』として令和3年度から令和7年度を計画期間とする「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」で、障がいのある人に関する施策分野全般にわたるものです。

これに対して、本計画にあたる『市町村障害福祉計画』及び『市町村障害児福祉計画』とは、「障害福祉サービス等の確保に関する計画」であり、主として、地方障害者（基本）計画に盛り込まれた「生活支援」の事項のうちの福祉サービスに関する実施計画の位置づけになります。

○計画の内訳：『さくら市 障がい者計画』の方針に沿った『さくら市障がい福祉計画』、『さくら市障がい児福祉計画』の2計画を一体的に策定



○計画の根拠法：障害者基本法第11条第3項
障害者総合支援法第88条
児童福祉法第33条の20

「市町村障害者計画」
「市町村障害福祉計画」
「市町村障害児福祉計画」

2. 障がいのある人に関わる社会的情勢

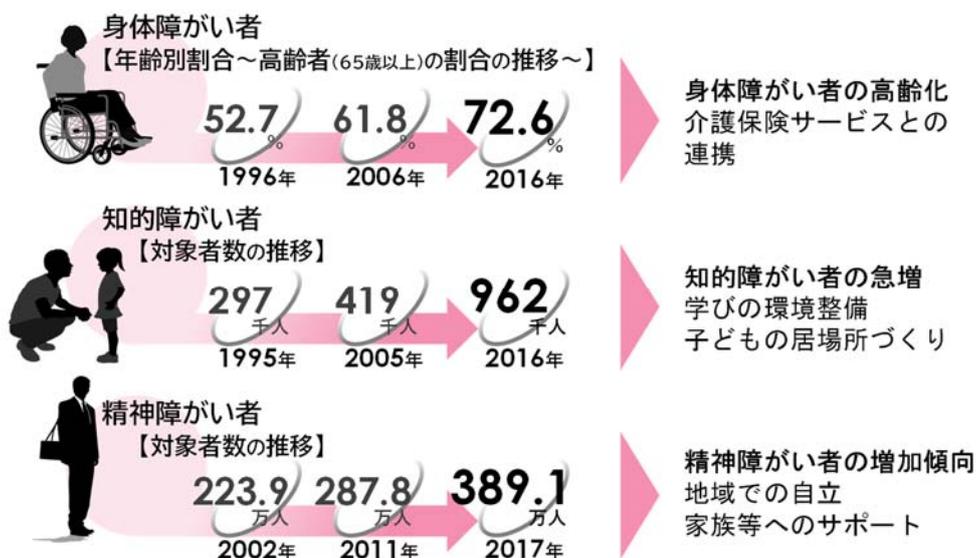
近年の障がい者の全国的な傾向として、身体障害者手帳所持者の高齢化（65歳以上が7割以上）、知的障がい者の増加（10年間で倍増）、精神障がい者が増加傾向、などがうかがえます（令和4年版『障害者白書』に基づく）。

身体障がい者の場合、医療の発展から障がいとなる原因の予防、改善などから新しく身体障がいとなる人が減り、もともといた身体障がい者の高齢化が進んでいる状況です。また、知的障がい者については、発達段階で診断されるものであり、知的障がいなしは発達障がいの研究、認知が広がったことから対象者が増加していることがうかがえます。

近年の社会問題としては、障がい者への虐待、差別をなくす社会的な動きから、よりきめ細かい問題に行政や民間企業も取り組んでいく必要性が高まっていること、均一・平等な教育機会の提供を学校、家庭でどのようにしていくべきか、障がい者の保護者の高齢化によるいわゆる“親亡き後”の障がい者の暮らし、などが注視されています。

加えて、障がいを取り巻く環境への課題として、“ダブルケア”や“ヤングケアラー”、“生活困窮”、など複合的な問題も合わせて対応する支援が求められています。

■近年の障がい者を取り巻く社会問題



- 近年の社会課題**
 - 差別や虐待の防止、合理的配慮を含めた啓発
 - “親亡き後”の居場所、就労支援、地域での自立
 - 発達障がい児や情緒障がい児等への学校・家庭での学びの提供
- 複合的な課題**
 - “ダブルケア”や“ヤングケアラー”など家族の介助事情
 - 経済的な困窮など複数の福祉支援を必要とする世帯の増加

資料：令和4年版『障害者白書』を基に作成

3. 国の動向

国の「障害者基本計画（第5次）」の案が令和5年3月14日に閣議決定されました。また、それを受け、次ページのとおり「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の構成等の見直しを実施され、令和5年5月19日に告示されました。

■障害者基本計画（第5次）案の変更点～追加された項目への視点～

はじめに

追加された項目への視点	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえること
-------------	--

I 障害者基本計画(第5次)について

追加された項目への視点	「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念
-------------	----------------------------------

II 基本的な考え方

追加された項目への視点	「障害者差別解消法改正法」の内容について ①事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け ②行政機関相互間の連携強化 ③障がい者を理由とする差別を解消するための支援措置強化
	・社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上 ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器やサービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組を推進する
	・障がい者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要である
	・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえた取組を推進

III 各分野における障害者施策の基本的な方向

追加された項目への視点	・虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・強度行動障がい等を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備 ・どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じないように取り組む ・ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
	・情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援
	・心身の障がい等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し
	・虐待の早期発見や防止に向けた取組【再掲】 ・医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進 ・障がい児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進
	・学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進 ・公立小・中学校施設における、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
	・障がい者の文化芸術活動に対する支援、障がい者の優れた芸術作品の展示等の推進、地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進

■第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の基本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【変更】

よりきめ細かい地域ニーズを把握すること

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進【新設】
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

【変更】

情報アクセシビリティの推進

※下線の項目：現行の基本指針から変更している箇所

■基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備

- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保

- ・ 定着・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標

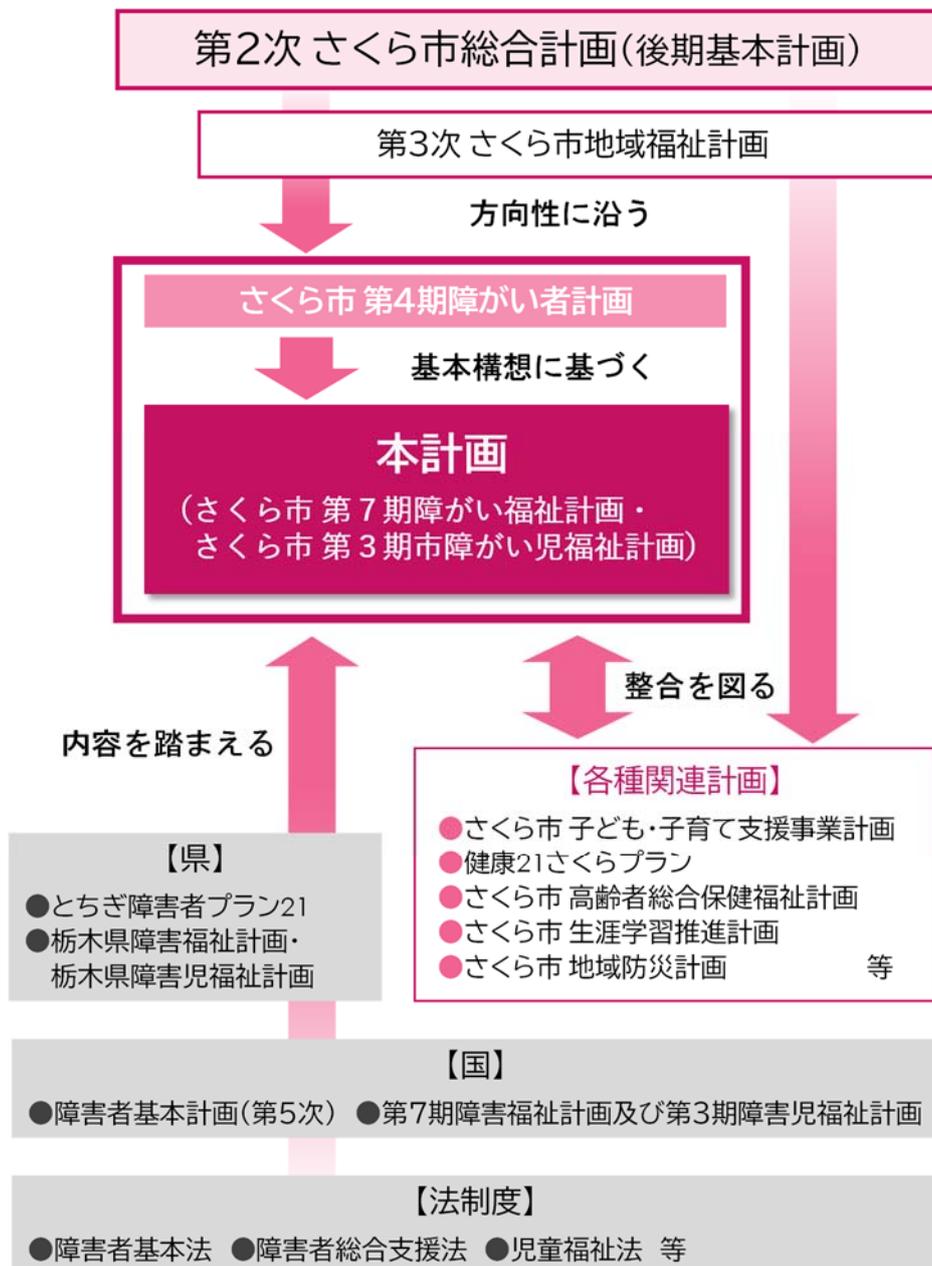
第2節 本計画の概要

1. 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第2次さくら市総合計画（後期基本計画）」（令和3年度～令和7年度）の政策方針や、福祉分野の上位計画である「第3次さくら市地域福祉計画」（令和4年度～令和8年度）の方向性に沿った障がい分野の個別計画として位置づけます。

また、本市の「さくら市子ども・子育て支援事業計画」や「健康21 さくらプラン」などの各種関連計画と整合を図るとともに、国の「障害者基本計画（第5次）」や県の「とちぎ障害者プラン」等を踏まえた計画を策定するものです。

■市の計画や国、県の関連計画との関係図



さくら市 第4期障がい者計画の基本構想について

基本理念

本市では、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるまちを目指して、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「ソーシャルインクルージョン」の3つを基本理念とします。

そして、それらを踏まえた中で、次に掲げる基本目標達成のために本市の障がい者施策を推進していきます。そして、福祉の先進的なまちであるという歴史的背景に基づき、今の時代、そして将来において、最も市民に求められる福祉を実現することを最大の目的の1つとして各種施策に取り組んでいきます。

基本目標

本市では、平成18年度より障がい者施策の基本目標を「互いを思いやる ひとにやさしい健康福祉のまちづくり」と定めています。

「互いを思いやる」は、同じまちに住む者として、お互いの違いを認め合い、個人として人権を尊重するという考え方を表しており、「ひとにやさしい」は、互いに支え合う共助の考えを、そして「健康福祉のまちづくり」は障がいのある人もない人も、ともに同じまちで、健康で安全に暮らしていくという考え方を表しています。



6つの基本的方向

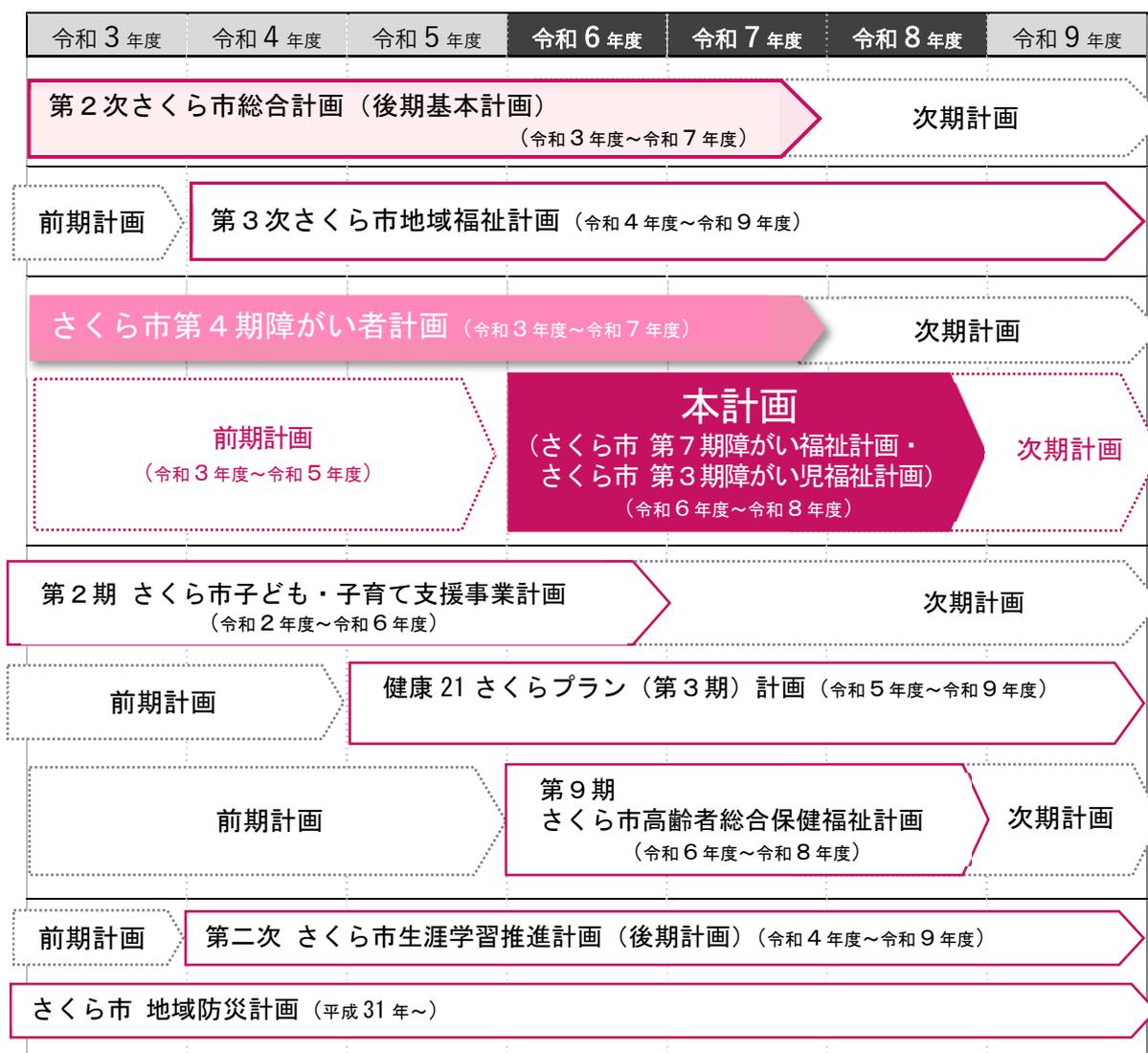
- 1 市民の理解と協働のある地域共生社会の実現
- 2 情報が得やすく権利が守られる仕組みづくりの推進
- 3 自立した生活ができる環境整備
- 4 障がいのある児童が自分らしく成長するための支援の充実
- 5 みんなが元気で健康に暮らせるサービスの充実
- 6 安心と安全な環境整備

2. 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。

ただし、国や県の行政施策の動向等、社会情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画を見直すこととします。

■本計画（さくら市第7期障がい福祉計画・さくら市第3期障がい児福祉計画）及び市の関係計画の期間



3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の障がい当事者団体、障害福祉サービス提供事業所を対象にしたアンケート調査やヒアリング調査を行い、本市の障がいを取り巻く実情の把握に努めました。また、策定委員会、幹事会及び地域自立支援協議会で計画の内容や今後の障がい者施策についての審議を重ね、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から広く意見を聴取し、計画内容を調整します。

①さくら市障がい者計画策定委員会

保健及び福祉関係者、障がい当事者団体代表者、教育関係者、行政関係者による委員会を設置し、計画内容の検討を行います。

②さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会

障がい者支援に係る庁内関係各課及び相談支援事業者による幹事会を設置し、計画内容の検討を行います。

③さくら市地域自立支援協議会

指定相談支援事業者、障害福祉サービス等に従事する者、保健医療従事者、警察・司法関係者、学識経験者、社会福祉協議会、障がい当事者団体等と関係行政機関により設置している協議会において計画の内容の検討を行います。

④市民意向の把握

(ア) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

令和5年度に、障がい当事者団体、障害福祉サービス提供事業所への調査を実施しました。

(イ) パブリックコメントの実施

本計画(案)について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施します。

4. 計画の推進と推進管理

本計画の推進にあたっては、行政、地域・家庭・学校、障がい当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれ適切な役割分担のもとに取り組みます。

①市の役割

- ・地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がい者等のニーズの把握に努めるとともに、国、県、近隣市町等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的に進めます。
- ・計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

②地域・家庭・学校の役割

- ・地域や家庭、学校等で、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、地域でともに支えながら暮らしをいける環境づくりを進める必要があります。
- ・障がい者が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進める必要があります。

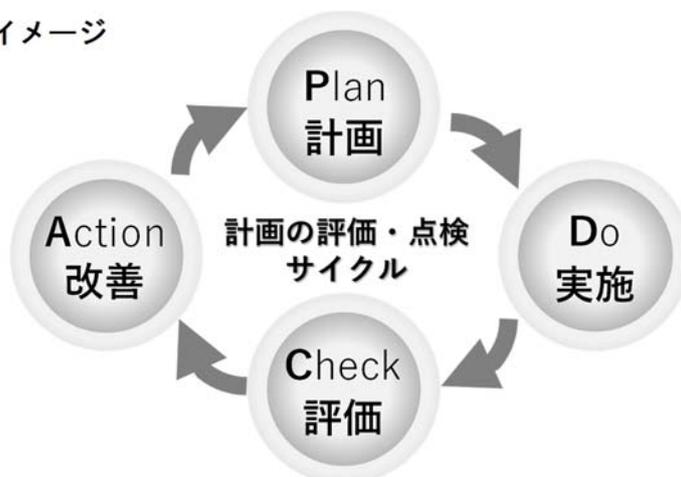
③障がい当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割

- ・障がい当事者団体は、障がい者の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していく必要があります。
- ・障害福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がい者の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。
- ・企業は、障がい者の雇用を積極的に進めるとともに、障がい者に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

また、本計画の進行管理にあたっては、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」に基づき、見直しを行います。

さくら市地域自立支援協議会や関係機関に意見をいただきながら、評価及び改善を十分に行い、施策に反映させることで、基本理念・基本目標に沿った実効性の高い計画を目指します。

■PDCAサイクルのイメージ



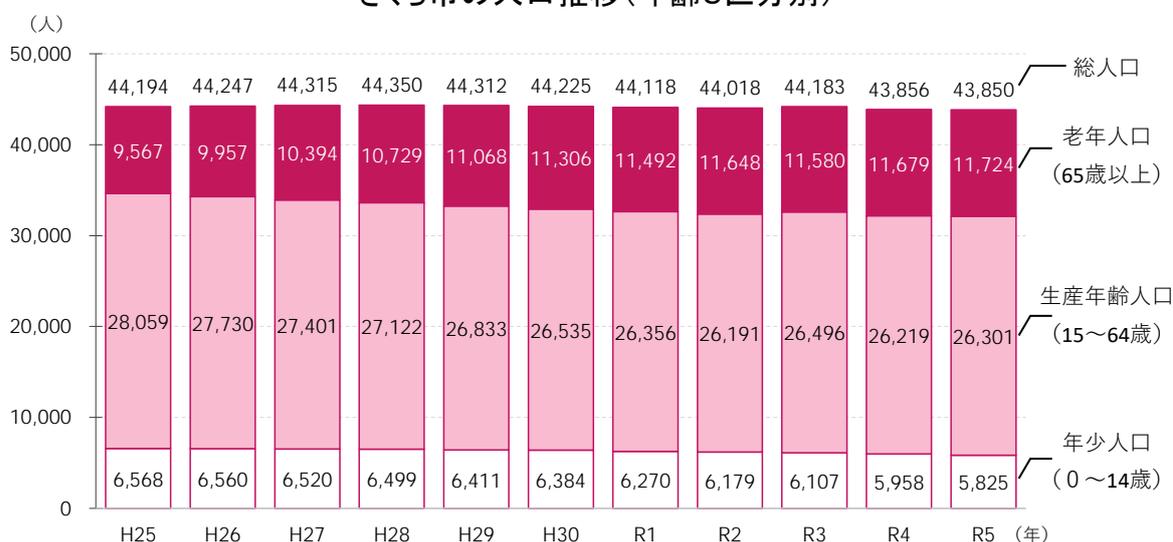
第2章 障がいを取り巻く現状

第1節 データに基づく市の現状把握

1. 人口・世帯の推移

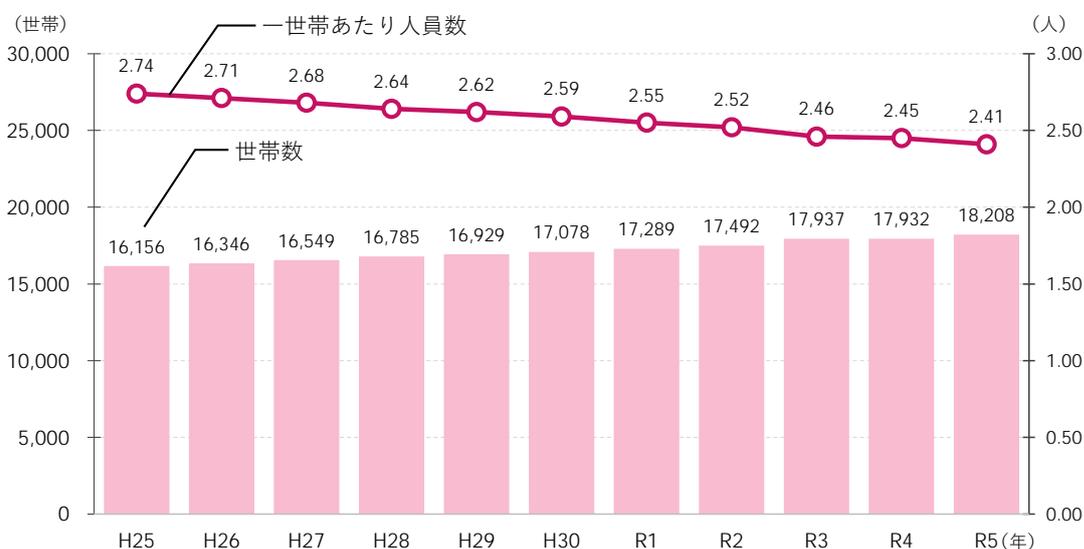
本市の総人口はわずかに増減を繰り返していますが、おおむね横ばいで推移しており、令和5年4月1日時点では43,850人となっています。年齢3区分別人口で見ると、老年人口(65歳以上)が増加傾向にある一方、生産年齢人口(15~64歳)と年少人口(0~14歳)が減少傾向にあります。また、世帯数は増加傾向にあります。一世帯あたり人員数は減少傾向にあり、核家族世帯が増えていることがうかがえます。

さくら市の人口推移(年齢3区分別)



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点、外国人含む)

さくら市の世帯数及び一世帯あたり人員数の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点、外国人含む)

2. 身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数はおおむね減少傾向にあり、令和5年4月1日時点では1,348人となっています。年齢別にみると、65歳以上が最も多く973人で全体の約7割を占めています。等級別身体障害者手帳所持者数は、1級が最も多く380人で、障害の区分は肢体不自由が最も多く669人となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	1,486人	1,427人	1,422人	1,410人	1,390人	1,409人	1,404人	1,398人	1,348人
0～17歳	16人	17人	17人	15人	17人	13人	13人	14人	14人
18～64歳	445人	432人	418人	422人	412人	403人	390人	378人	361人
65歳以上	1,025人	978人	987人	973人	961人	993人	1,001人	1,006人	973人
(総人口)	44,315人	44,350人	44,312人	44,225人	44,118人	44,018人	44,183人	43,856人	43,850人
総人口対比	3.35%	3.22%	3.21%	3.19%	3.15%	3.20%	3.18%	3.19%	3.17%

資料：福祉課（各年4月1日時点、外国人含む）

等級別身体障害者手帳所持者数(令和5年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	23人	17人	4人	4人	8人	2人	58人
聴覚・平衡	0人	41人	14人	55人	0人	29人	139人
音声・言語・そしゃく	0人	0人	8人	7人	0人	0人	15人
肢体不自由	72人	138人	130人	188人	96人	45人	669人
内部	250人	3人	33人	120人	0人	0人	406人
複合	35人	14人	7人	4人	1人	0人	61人
合計	380人	213人	196人	378人	105人	76人	1,348人
構成比	28.2%	15.8%	14.6%	28.0%	7.8%	5.6%	100.0%

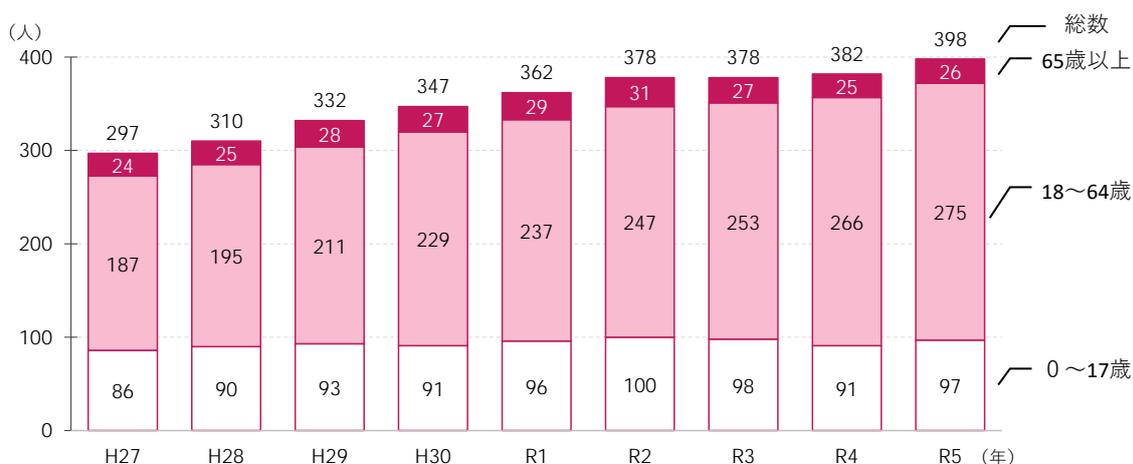
資料：福祉課（令和5年4月1日時点、外国人含む）

3. 療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日時点では398人で、平成27年の297人から約1.3倍に増えています。年齢別にみると、18～64歳が最も多く275人で全体の約7割を占めています。

程度別年齢別療育手帳所持者数は、B2（軽度）が最も多く144人、次いでB1（中度）が116人となっています。

療育手帳所持者数の推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	297人	310人	332人	347人	362人	378人	378人	382人	398人
0～17歳	86人	90人	93人	91人	96人	100人	98人	91人	97人
18～64歳	187人	195人	211人	229人	237人	247人	253人	266人	275人
65歳以上	24人	25人	28人	27人	29人	31人	27人	25人	26人
(総人口)	44,315人	44,350人	44,312人	44,225人	44,118人	44,018人	44,183人	43,856人	43,850人
総人口対比	0.67%	0.70%	0.75%	0.78%	0.82%	0.86%	0.86%	0.87%	0.91%

資料：福祉課（各年4月1日時点、外国人含む）

程度別年齢別療育手帳所持者数(令和5年4月1日現在)

	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
手帳所持者数	49人	89人	116人	144人	398人
0～17歳	10人	15人	16人	56人	97人
18～64歳	37人	62人	90人	86人	275人
65歳以上	2人	12人	10人	2人	26人
構成比	12.3%	22.4%	29.1%	36.2%	100.0%

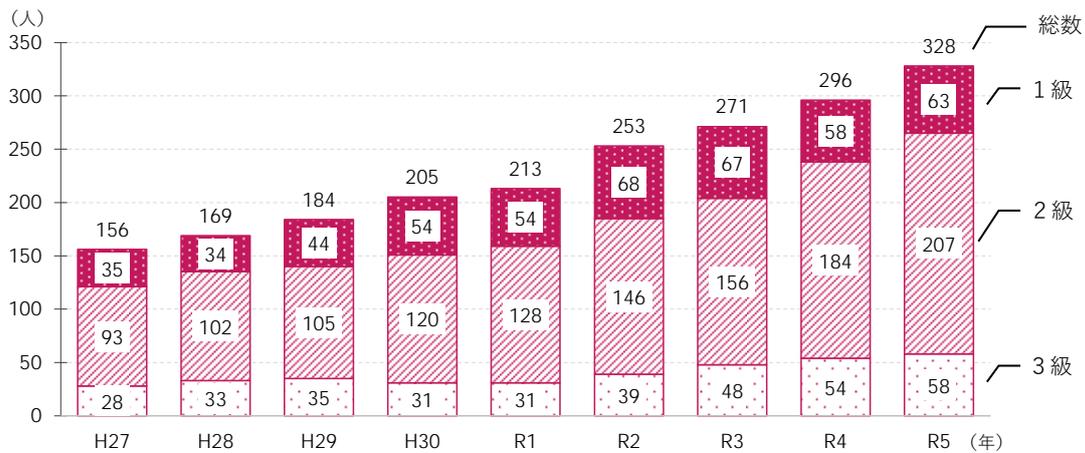
資料：福祉課（令和5年4月1日時点、外国人含む）

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日時点では328人で、平成27年の156人から約2倍に増えています。等級別にみると、2級が最も多く207人で全体の約6割を占めています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数も増加傾向で推移しており、令和5年4月1日時点では613人で平成27年の359人から1.7倍以上に増えています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	156人	169人	184人	205人	213人	253人	271人	296人	328人
1級	35人	34人	44人	54人	54人	68人	67人	58人	63人
2級	93人	102人	105人	120人	128人	146人	156人	184人	207人
3級	28人	33人	35人	31人	31人	39人	48人	54人	58人
(総人口)	44,315人	44,350人	44,312人	44,225人	44,118人	44,018人	44,183人	43,856人	43,850人
総人口対比	0.35%	0.38%	0.42%	0.46%	0.48%	0.57%	0.61%	0.67%	0.75%

資料：福祉課（各年4月1日時点、外国人含む）

自立支援医療（精神通院医療）受給者数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	359人	378人	408人	427人	445人	482人	545人	568人	613人
(総人口)	44,315人	44,350人	44,312人	44,225人	44,118人	44,018人	44,183人	43,856人	43,850人
総人口対比	0.81%	0.85%	0.92%	0.97%	1.01%	1.11%	1.23%	1.30%	1.40%

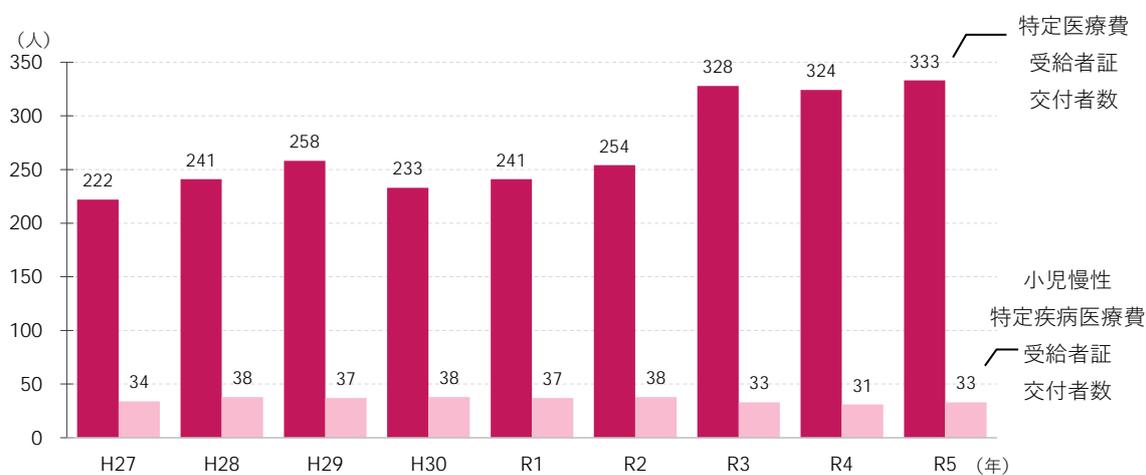
資料：福祉課（各年4月1日時点、外国人含む）

5. 難病と特定医療費受給者数の推移

本市の難病患者で、特定医療受給者証交付者数は平成27年から増減を繰り返しながらおおむね増加の傾向で推移しており、令和5年4月1日時点では300人となっています。また、小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者数は、平成27年から30人台でおおむね横ばいに推移しています。

障害者総合支援法による福祉サービスや相談支援等の対象となる疾病は増加しており、令和3年11月現在で指定難病は366疾病となっています。今後も指定難病が追加されることで、特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は増加することが見込まれ、障害福祉サービスを利用するための障害支援区分の認定者の増加も予測されます。

特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者数の推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者証交付者数	256人	279人	295人	271人	278人	292人	328人	324人	333人
特定医療費	222人	241人	258人	233人	241人	254人	295人	293人	300人
小児慢性特定疾病医療費	34人	38人	37人	38人	37人	38人	33人	31人	33人
(総人口)	44,315人	44,350人	44,312人	44,225人	44,118人	44,018人	44,183人	43,856人	43,850人
総人口対比	0.58%	0.63%	0.67%	0.61%	0.63%	0.66%	0.74%	0.74%	0.76%

資料：福祉課（各年4月1日時点、外国人含む）

6. 自立支援給付、地域生活支援事業の利用状況

(1) 自立支援給付の利用状況

障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち、「介護給付」に係る障害福祉サービスを利用するには、認定調査及び医師の意見書により、サービスの必要性を総合的に判断し、障害支援区分の認定を行います。一方、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援といった「訓練等給付」に係る障害福祉サービスや相談支援を利用する場合、また、障がい児の場合は障害支援区分の認定を受ける必要はなく、サービスを利用することができます。

障害福祉サービスの利用状況について、平成 27 年以降、300 人強で増減を繰り返していましたが近年増加傾向で推移しています。

障害児通所給付は、平成 27 年から増加傾向にあり、令和 5 年 4 月時点では 230 人と平成 27 年の 28 人から 8 倍以上も増加しています。

障害福祉サービス等の利用状況

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
障害福祉サービス	290 人	325 人	326 人	321 人	322 人	336 人	358 人	377 人	396 人
介護給付	176 人	197 人	195 人	181 人	170 人	172 人	187 人	198 人	202 人
訓練等給付	114 人	128 人	131 人	140 人	152 人	164 人	171 人	179 人	194 人
障害児通所給付	28 人	39 人	72 人	97 人	131 人	163 人	169 人	187 人	230 人

資料：福祉課（各年 4 月中の利用者数）

(2) 地域生活支援事業の利用状況

令和 2 年度に基幹相談支援センターを実施し、利用者が増加しています。

地域生活支援事業の利用状況について、相談支援事業ではおおむね増加傾向で推移しており、令和 4 年度は 328 人で、平成 27 年度の 140 人から 2 倍以上に増えています。一方、日中一時支援事業では、平成 27 年度の 41 人から減少傾向で推移しており、令和 4 年度は 14 人となっています。

地域生活支援事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談支援事業	140 人	204 人	203 人	242 人	279 人	330 人	320 人	328 人
意思疎通支援事業	9 人	7 人	6 人	8 人	8 人	7 人	7 人	6 人
手話奉仕員養成研修事業	23 人	18 人	11 人	10 人	8 人	— ※	5 人	7 人
移動支援事業	11 人	8 人	11 人	4 人	7 人	7 人	8 人	8 人
福祉ホーム事業	5 人	5 人	5 人	5 人	4 人	8 人	8 人	5 人
日中一時支援事業	41 人	36 人	31 人	27 人	23 人	26 人	26 人	14 人

※令和 2 年度手話奉仕員養成研修事業は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため事業中止 資料：福祉課（各年度末現在）

(3) 障害支援区分別人数

障害支援区分1から6の合計は増加傾向にあり、令和5年4月末時点では186人となっています。また、区分のうち区分6が最も多く52人となっており増加傾向で推移しています。

障害支援区分別人数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童	11人	9人	11人	7人	7人	7人	9人	12人	8人
区分なし	67人	71人	75人	86人	94人	110人	114人	119人	113人
区分計	134人	145人	150人	161人	157人	164人	170人	177人	186人
区分1	3人	4人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
区分2	13人	10人	10人	11人	12人	10人	10人	9人	10人
区分3	23人	21人	20人	26人	20人	23人	27人	24人	32人
区分4	32人	24人	41人	43人	43人	45人	43人	48人	47人
区分5	30人	34人	31人	32人	34人	34人	41人	44人	45人
区分6	33人	42人	46人	49人	48人	52人	49人	52人	52人
合計	212人	225人	236人	254人	258人	281人	293人	308人	307人

資料：福祉課（各年4月末現在）

(4) 障害支援区分と利用できるサービス

介護給付に該当する指定障害福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。下表の「○」の部分でサービスの利用可能な障害支援区分です。

障害支援区分と利用できるサービス

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護(ホームヘルプ)	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
生活介護	×	×	○※1	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	○※2	○
施設入所支援	×	×	×	○※3	○	○	○
短期入所(ショートステイ)	×	○	○	○	○	○	○

※1 50歳以上は区分2でも利用可能です。

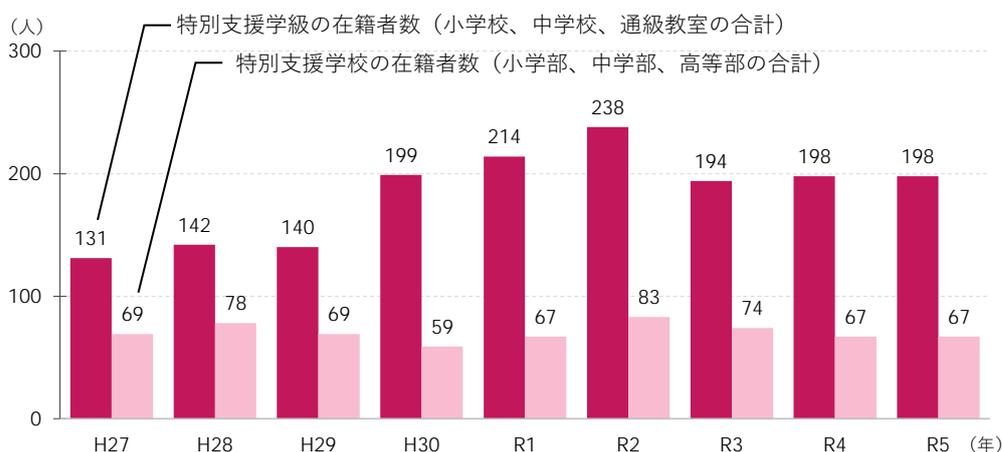
※2 筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者は、区分5でも利用可能です。

※3 50歳以上は区分3でも利用可能です。

(5) 学校教育における特別支援教育の充実

特別支援学級の児童・生徒数は、平成 30 年から増加傾向にありましたが、令和 3 年に減少し、その後は増加に転じており、令和 5 年 4 月末時点では 198 人となっています。また、特別支援学校の児童・生徒数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和 5 年 4 月末時点では 67 人となっています。

特別支援学級・特別支援学校の児童・生徒数の推移



資料：学校教育課・福祉課（各年 4 月末現在）

(6) 特別支援学校卒業生の進路状況

特別支援学校卒業生の進路は、平成 28 年度から令和 4 年度までの累計で「就職」が 19 人、「福祉施設通所・在宅等」が 39 人となっています。

特別支援学校卒業生の進路状況

	進路	専修学校等 入学	就職	福祉施設 通所・在宅等	その他
平成 28 年度卒業生	0	0	6	5	0
平成 29 年度卒業生	0	0	2	9	3
平成 30 年度卒業生	0	0	0	2	1
令和元年度卒業生	0	0	0	7	0
令和2年度卒業生	0	0	3	3	0
令和3年度卒業生	0	0	4	7	1
令和4年度卒業生	0	0	4	6	0
合計	0	0	19	39	5

資料：福祉課（各年 4 月中の実利用者数）

第2節 事業所・団体アンケート調査

1. 調査概要

(1) 調査対象・時期

市内にある障害福祉サービス提供事業所および団体に令和5年9月実施。

(2) 調査方法

アンケート調査：電子メールによる配付・回収。

ヒアリング調査：事業所へ訪問し聞き取り、または市役所へ来所いただき聞き取り。

(3) 配付・回収状況

対象	配付数	有効回収数	有効回収率
事業所	10票	9票	90.0%
団体	3票	3票	100.0%

(4) ヒアリング対象

対象	件数
事業所	10件
団体	3件

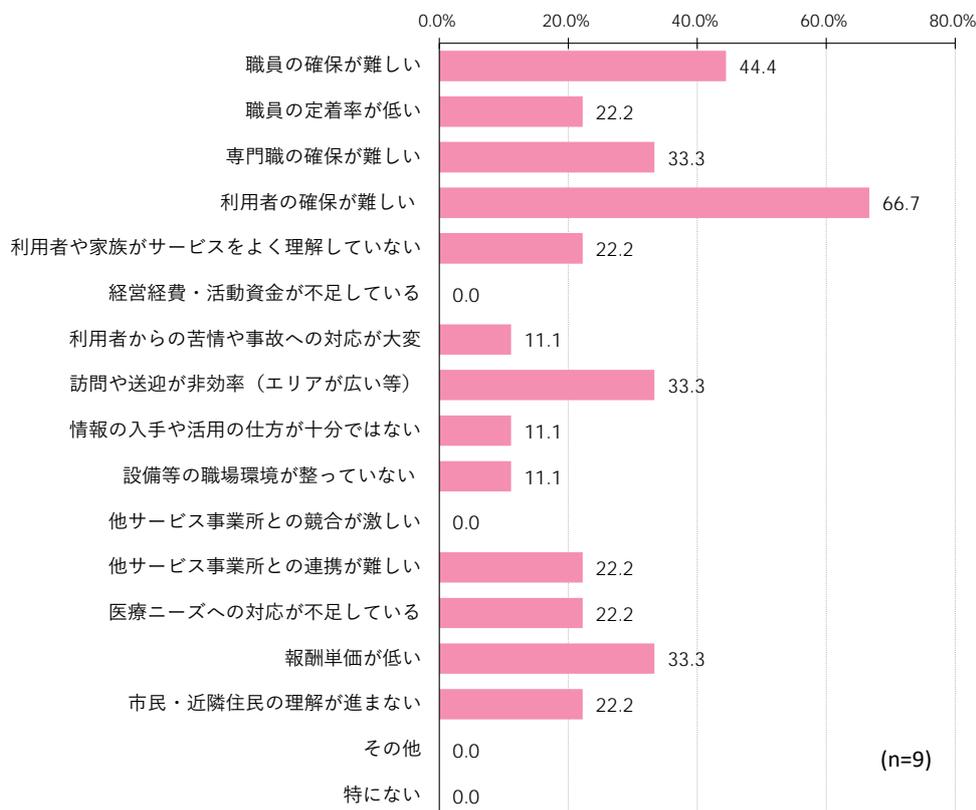
(5) 調査結果の留意点

- 「集計結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当設問においては該当者数）を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記します。そのため、割合の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。
- 図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフおよび文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。

2. 事業所・団体アンケート調査結果(一部抜粋)

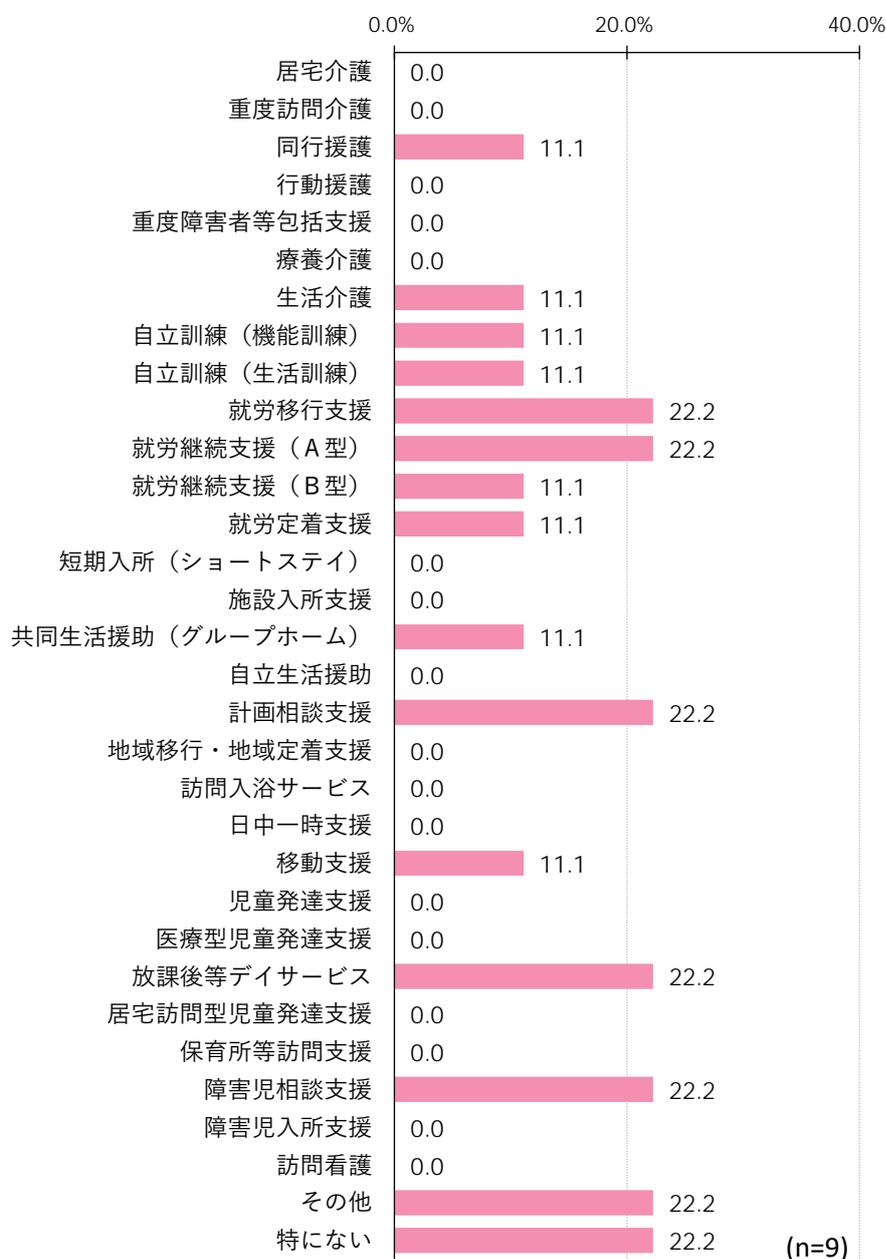
問 事業所運営上の課題について【事業所アンケート調査結果】

「利用者の確保が難しい」が66.7%（6事業所）で最も多く、次いで「職員の確保が難しい」が44.4%（4事業所）、「専門職の確保が難しい」、「訪問や送迎が非効率（エリアが広い等）」、「報酬単価が低い」がそれぞれ33.3%（3事業所）となっています。



問 市に不足していると感じるサービスについて【事業所アンケート調査結果】

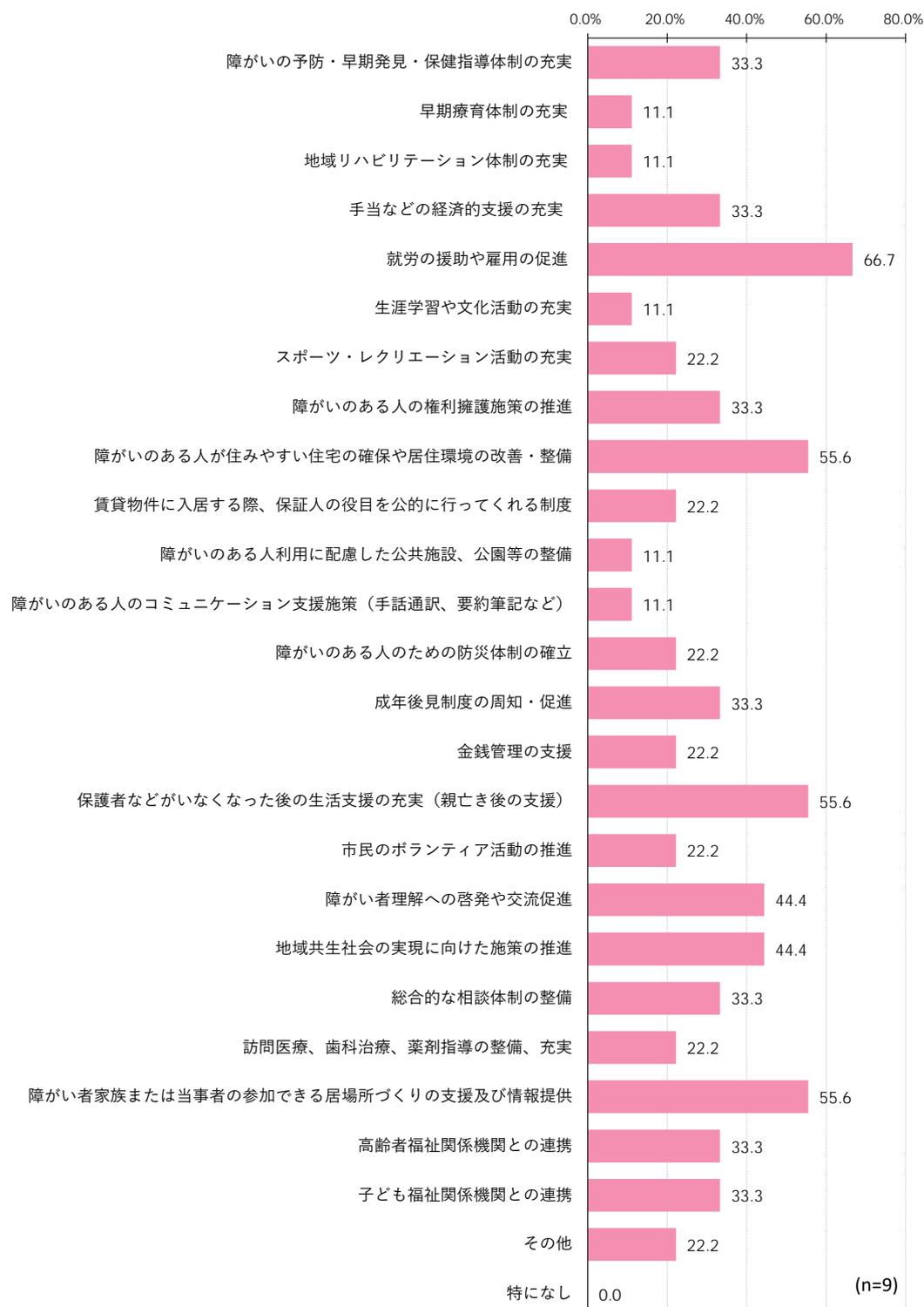
「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「計画相談支援」、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」、「その他（地域活動支援センター）」がそれぞれ 22.2%（2事業所）で多くなっています。



その他の内容	・地域活動支援センター（2件）
--------	-----------------

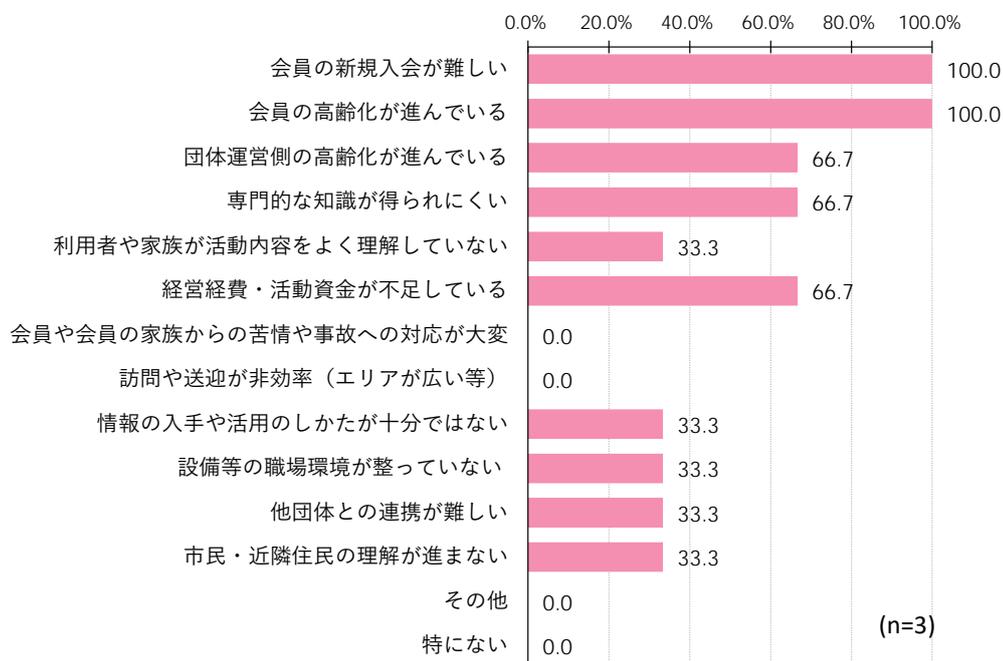
問 障害福祉施策の充実に必要だと思うことについて【事業所アンケート調査結果】

「就労の援助や雇用の促進」が66.7%（6事業所）で最も多く、次いで「障がいのある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備」、「保護者などがいなくなった後の生活支援の充実（親亡き後の支援）」、「障がい者家族または当事者の参加できる居場所づくりの支援及び情報提供」がそれぞれ55.6%（5事業所）、「障がい者理解への啓発や交流促進」、「地域共生社会の実現に向けた施策の推進」が44.4%（4事業所）となっています。



問 団体活動上の課題について【団体アンケート調査結果】

「会員の新規入会が難しい」と「会員の高齢化が進んでいる」がそれぞれ 100.0%（3団体）で最も多くなっています。



3. ヒアリング調査結果(一部抜粋)

(1) サービスを利用している障がい者(児)の近年の傾向について

- 利用者の高齢化が進み、事業所で介護や認知症への対応を行うことが増えている
- 利用者の両親や家族も高齢になり、亡くなる方も増えている
- 50歳を過ぎた高齢のひきこもりの方が就労移行支援を希望するケースが増えている
- 発達障がいを含む障がい児が増加傾向にあると感じる

(2) 事業所運営における主な課題について

- 職員やスタッフなど人材が不足しており、利用希望があっても事業拡大が難しい
- 特に夜勤職員は応募をかけても集まりにくく、現職員の負担が集中している
- 施設入所の場合、利用年数が長い方が増えており、近い将来、新規の利用者の受け入れが困難になる可能性がある
- 訪問介護のニーズは高いと考えられるが、なかなかサービスにつなげていない

(3) 地域や多機関連携について

- 放課後等デイサービスのような発達障がいを含む障がい児が利用するサービスの場合、学校との情報共有や話し合いの機会が増えればと思う
- 地域での障がいへの理解促進や人材確保の側面からも、事業所と地域との交流の機会を増やしたいと考える
- 他事業所間との事例や取組への工夫の共有などは望ましいが、その体制をどのようにしたらいいかわからない
- 介護や看取りを必要とする高齢の障がい者が増えていることから、医療機関との連携体制を進めている

(4) 団体活動に関する課題について

- 会員の高齢化が進み、新規会員の減少が続いている
- 障がい者の身近な人の理解を得ることが難しく、相談できない人がいる
- 一人で悩みを抱えている障がい者やその家族がいるのではないかと不安を感じる

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の内容

1. 記載すべき事項

本計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

2. 成果目標について

本計画では、国の基本指針に基づき以下の7点について、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、令和8年度を目標年度として成果目標を設定します。

【国の基本指針に基づく成果目標】

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3. 障害福祉サービス等及び障害児のサービスの見込量と確保のための方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等及び障害児のサービスの種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

4. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

第4章 国の基本指針に基づく成果目標

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

国の基本指針

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

市の目標値設定の考え方

- 地域生活移行者数の増加については、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6.7%以上の地域生活への移行を目指します。
- 施設入所者について、令和4年度末時点から1.6%以上の施設入所者数削減を目指します。

<<<成果目標>>>

指標名	令和4年度末 施設入所者数	目標数値 (令和8年度)
地域生活への移行者数	56人	6.7%にあたる4人を地域生活に移行します。
施設入所者数の削減		1.6%にあたる1人の施設入所者を削減します。

第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

国の基本指針

- 精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

市の目標値設定の考え方

- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、協議の場を設け精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- 地域住民の精神障がいへの理解促進に向けた効果的な普及・啓発に努めます。

<<<成果目標>>>

指標名		目標数値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数	2回	2回	2回
	年間目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）の機能の充実を図ります。

国の基本指針

- 令和8年度末までに各市町村または圏域において地域生活支援拠点を1つ以上整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- 強度行動障がいを有する者に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進める。

市の目標値設定の考え方

- 令和5年度に開始したさくら市地域生活支援拠点事業が有する機能を更に充実させ、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制として整備するため、さくら市地域自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討をし、適切なコーディネーターの配置整備を推進します。

<<<成果目標>>>

指標名	目標数値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能拡充のための検証・検討の実施回数	1回	1回	1回
コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

国の基本指針

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、令和3年度実績から就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型事業は1.29倍以上、就労継続支援B型事業は1.28倍以上を目指すこととする。
- 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上を目指すこととする。
- 令和8年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

市の目標値設定の考え方

- 一般就労への移行者数については、国の基本指針等に即しつつ、市の実情を踏まえ、令和8年度に令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを目標とします。
- 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを目指します。
- 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を、それぞれ令和3年度実績の1.29倍以上、1.28倍以上とすることを目指します。
- 令和8年度において、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、令和3年度末実績の1.41倍以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。
- 令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が5割以上となることを目標とします。
- 令和8年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上となることを目標とします。

<<<成果目標>>>

指標名	基準値 (令和3年度)	目標数値	目標数値 (令和8年度)
一般就労への移行者数	2人	1.28倍以上	3人
就労移行支援事業	0人	1.31倍以上	1人
就労継続支援A型事業	4人	1.29倍以上	6人
就労継続支援B型事業	0人	1.28倍以上	1人
就労定着支援事業	0人	1.41倍以上	1人
就労移行支援事業利用者の5割以上が 一般就労へ移行した就労移行支援事業所	—	5割以上	5割以上
就労定着率7割以上の就労定着支援 事業所	—	2割5分以上	2割5分以上

第5節 障がい児支援の提供体制の整備等

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する体制を構築するとともに、障がいの度合いにかかわらず、すべての障がいのある児童が地域で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。また、障がいのある児童がより地域社会に参加しやすくなるために必要な支援や工夫を検討する体制を整備します。

国の基本指針

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。

市の目標値設定の考え方

- 市内にある児童発達支援センターとの連携強化に努めます。
- さくら市地域自立支援協議会を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することを検討します。
- 市内には児童発達支援事業所において重症心身障がい児を支援する事業所の確保を目指します。また、市内の放課後等デイサービスにおいて重症心身障がい児を支援する事業所の確保に努めます。
- 市では、すでに自立支援協議会において医療的ケア児支援のための協議の場を設置しているとともに、医療的ケア児等支援コーディネーターを3名配置し、医療的ケア児を支援する体制を整備しています。

<<<成果目標>>>

指標名	目標数値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児の地域社会への参加・包容方法の検討に向けたさくら市地域自立支援協議会の開催	1回	1回	1回
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	0事業所	0事業所	1事業所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0事業所	0事業所	1事業所

第6節 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保します。

国の基本指針

- 令和8年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うことを基本とする。

市の目標値設定の考え方

- 基幹相談支援センターを中心的な役割とした相談体制の整備を進め、各種相談の対応に努めます。

<<<成果目標>>>

指標名	目標数値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

第7節 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化し、サービス事業者が増加している中、より一層事業者が利用者に対して必要とするサービスを適切に提供することができるよう障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

国の基本指針

- 令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

市の目標値設定の考え方

- 各関係機関と協議の場を持ち、連携の上、サービスの向上に努めます。

<<<成果目標>>>

指標名	目標数値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	1回	1回	1回

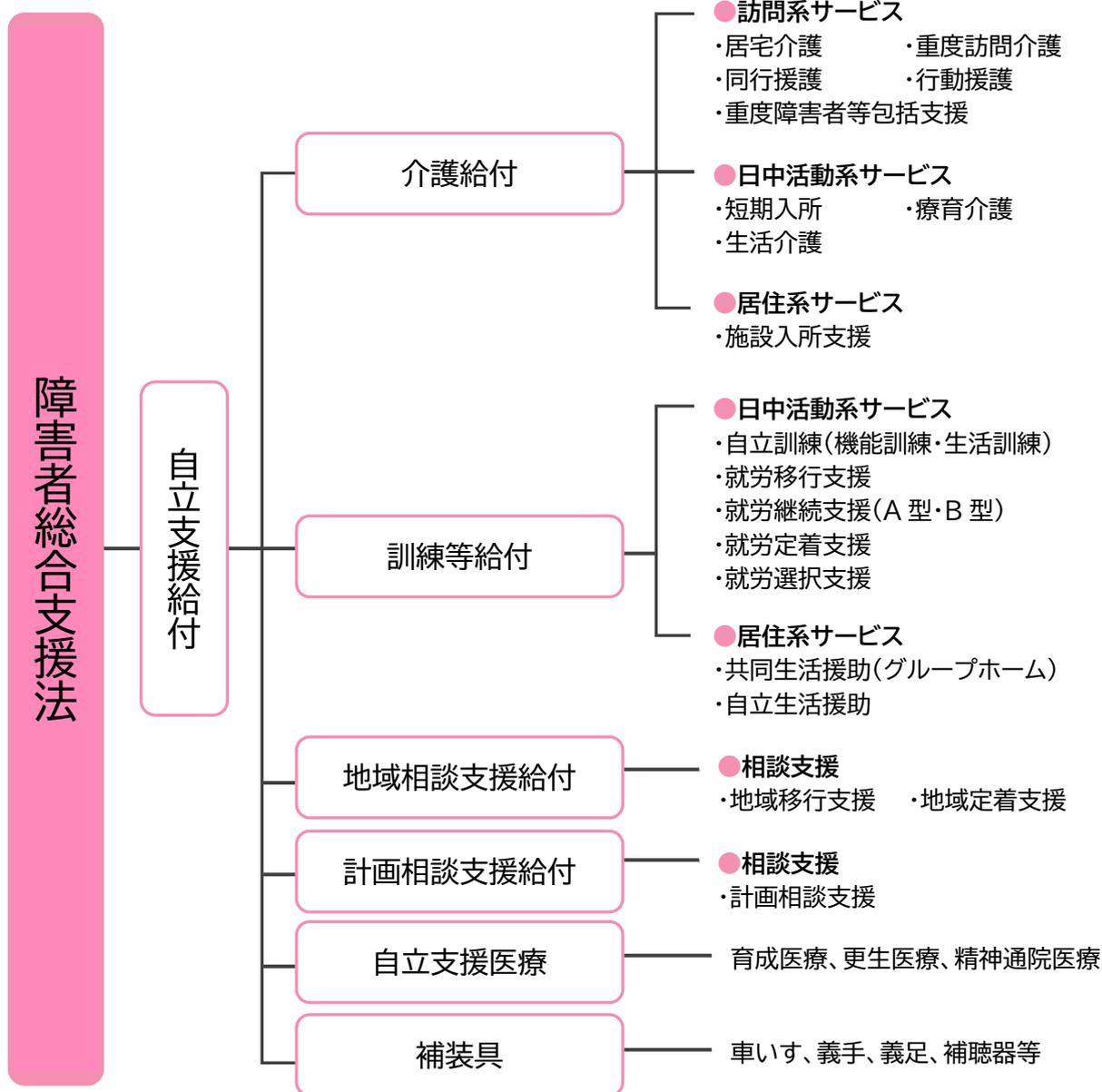
第5章 サービス等の見込量と確保方策

第1節 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

『さくら市第7期障がい福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

【表中の単位】

- 人日／月：(実利用人数) × (1人当たり月平均利用日数)
- 時間／月：(実利用人数) × (1人当たり月平均利用時間)
- 人／月：1月当たりの12か月平均実利用人数



1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助や掃除、洗濯、買い物の援助、通院介助等を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (時間/月)	528	514	508	541	576	576
利用人数 (人/月)	31	33	35	37	40	40

過去3か年で利用量はやや減少傾向にありますが、利用人数は増加しています。利用者の高齢化、地域生活に移行する方や精神障がいのある方の利用希望が増えていることを踏まえ、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 在宅での多様なニーズに対応する中で、できないことを補うだけでなく、一人ひとりに応じた自立生活の実現を図る観点から1対1のきめ細かな支援をしています。家事援助や通院等介助では、介護保険で対応できない部分の利用希望も見られます。
- 事業者・従事者の連携や研修の場の創出、相談支援や医療など多職種の連携等により、地域として提供体制確保の支援に努めます。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常に介護が必要な人に、ヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介助、外出時の移動支援などを総合的に行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

過去3か年で利用はありませんでした。今後、利用希望がある場合には適切な支援を提供します。

見込量確保のための方策

- 夜間・深夜も含めた長時間の利用を想定し、単身の在宅生活の選択を広げる重要なサービスです。見守りから医療的ケアまで一人ひとりの必要に応じた支援に継続して対応できるよう、居宅介護と同様、提供体制確保に努めます。

(3) 同行援護

視覚障がいのある人で移動が著しく困難な人に、外出時に同行して、移動に必要な情報提供や移動の援護を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (時間/月)	151	142	155	145	158	158
利用人数 (人/月)	3	4	5	5	6	6

過去3か年で利用量は増減していますが、利用人数はわずかに増加しています。これを踏まえ、今後の3か年もわずかに増加の傾向があるものとして利用量、利用人数を見込量として算定しました。

見込量確保のための方策

- 視覚障がいのある人の外出を保障する重要なサービスであり、一層の活用が見込まれます。
- 居宅介護等事業者との連携を進め、提供体制の充実に努めます。

(4) 行動援護

知的又は精神に障がいのある人で行動に著しい困難のある人に、行動する際の危険回避に必要な支援、外出時の移動支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

過去3か年で利用はありませんでした。今後、利用希望がある場合には適切な支援を提供します。

見込量確保のための方策

- 行動障がいのある人の外出を1対1で支援し、地域生活の幅を広げる重要なサービスであり活用が望まれます。引き続きサービス提供事業所の確保に努めます。

(5) 重度障害者等包括支援

意思疎通に著しい困難があり重度の障がい等で常に介護が必要な人に、居宅や通所の障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般の支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

過去3か年で利用はありませんでした。今後、利用希望がある場合には適切な支援を提供します。

見込量確保のための方策

○重度の障がいのある人の地域生活のニーズはあり、一人ひとりの希望する暮らしを包括的に支援できる体制の実現に努めます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	1,867	1,876	1,955	2,037	2,122	2,212
利用人数 (人/月)	92	93	97	101	105	109

過去3か年の利用量、利用人数ともに増加傾向にあります。利用者の高齢化、地域生活移行の目標等を踏まえ、今後の3か年の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 一人ひとりの利用者の状態や希望に応じて、生産活動を行う人から、医療的なケアを必要とする人まで、幅広いニーズに応えるサービスです。就労系のサービスから切り替えて日中ゆるやかに過ごしたい人や、リハビリや入浴の機会を確保したい人などの受け皿としても期待されます。
- 高齢化や人口減少に対応した地域資源の確保に向け、共生型サービス提供事業所の拡充など、身近な地域において各事業所の特色を活かしたきめ細かな提供体制の確保を図ります。

(2) 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	2	2	2	2	2	2

過去3か年で利用人数に増減は見られません。今後も同程度の利用を想定して各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 提供している事業者は少ないですが、新たな利用者が急速に増える見込みが少ないため、現在の提供体制の維持に努めます。

(3) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	128	120	157	181	197	215
利用人数 (人/月)	11	12	13	14	16	17

過去3か年では、利用量は増減がありますが、利用者数は増加しています。地域移行を推進していくことなどを考慮し、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○痰吸引や経管栄養をはじめとする医療的ケアに対応できる事業所が少なく、医療型短期入所の受け皿の確保が課題です。地域生活の安心感を生むために、いつでも誰でも利用しやすい提供体制の確保に努めます。

3. 訓練系・就労系サービス

(1) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、地域生活に必要なリハビリテーションなど身体機能の維持・回復のための訓練を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	13	2	13	13	13	13
利用人数 (人/月)	1	1	0	1	1	1

過去3か年で利用者は令和4年に1人でしたが、今後も利用者が1人いることを想定し、それに対応する利用量を算定しています。

見込量確保のための方策

- 標準利用期間1年6か月に加え、1年に限って延長も可能ですが、利用期間終了後を見据え中長期の支援の見通しを持った利用プランの作成が重要と言えます。
- 地域生活・在宅生活との連動、医療分野の見立てや他の通所サービスとの連携を意識しながら、利用を希望する人がいる場合には、身体機能の維持・向上が図られるような提供体制の確保に努めます。

(2) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、地域生活に必要な生活能力の維持・向上のための訓練を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	152	99	111	124	138	154
利用人数 (人/月)	14	8	9	9	10	10

過去3か年の利用量と利用人数は増減していますが、継続的な利用を希望する人のニーズを踏まえ、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 原則2年の標準利用期間の中で、多様な生活環境、場面に応じたきめ細かな支援により生活能力の維持・向上を図り、地域生活の幅を広げる役割が期待されます。
- サービス提供事業者及び相談支援事業者との連携を図り、一人ひとりの希望する暮らしに即した着実なサービス提供に努めます。

(3) 宿泊型自立訓練

知的障がいや精神障がいのある人に対して、夜間や休日に、居室などの設備を使いながら、家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談などの支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

過去3か年で利用はありませんでした。今後、利用希望がある場合には適切な支援を提供します。

見込量確保のための方策

○利用できる期間は、基本2年間ですが、長期間入院していたなどの理由のある場合には3年間利用できます。また、在宅生活に移行した場合にも、6ヶ月以上の間、相談援助等を受けることができます。地域移行の観点から必要な事業です。今後も事業所と連携してサービス提供体制確保に努めます。

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	280	223	237	253	269	287
利用人数 (人/月)	16	13	13	14	14	14

過去3か年で利用量、利用人数ともに変動しています。就労移行に関する各種目標の達成を踏まえ、令和5年度移行の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○一般就労に結びつけるための個々の事業所の活動と、自立支援協議会における就労支援の取組を活性化し、一人ひとりの希望にかなう提供体制の確保を図ります。

(5) 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、雇用による就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	516	670	721	775	834	897
利用人数 (人/月)	28	36	38	40	42	45

過去3か年で利用量、利用者数はともに増加傾向にあります。就労移行に関する各種目標の達成や、潜在的な就労希望者は少なくないことを踏まえ、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 一般就労と同等に働ける場であると同時に、状況によっては一般就労へのステップとして、一人ひとりに応じた支援が受けられるサービスです。
- 利用者は、このサービスの目的よりも事業所自体の仕事内容や賃金等を踏まえ、働く場として利用を希望する人が多くみられます。利用者への丁寧な説明と、より多くの人がこのサービスを選びやすくなるよう、事業者や各方面との連携した提供体制の充実に図ります。

(6) 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	1,230	1,315	1,270	1,358	1,452	1,552
利用人数 (人/月)	70	77	77	78	79	80

過去3か年の利用量は増減していますが、利用人数は増加しています。今後、介助者の高齢化などにより、自立や居場所が必要になる利用者が増加することを想定するとともに、一般就労に移行する各種目標の達成に向けて、今後3か年の利用量を見込みました。

見込量確保のための方策

- 特別支援学校卒業後の進路先としての希望や、個々のペースに応じた柔軟な働き方の選択、その先の希望する働き方に向けたステップとしての利用など、多様なニーズに応じています。
- 農業など地域性を活かした活動内容を通じて、一人ひとりの役割や自己肯定感、地域資源としての事業所の存在感が高まることも期待されます。
- 一人ひとりの希望を実現する個別支援の充実を図るよう、サービス提供事業者及び相談支援事業者との連携に努めます。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の障害福祉サービスの利用後、一般就労に移行した人に就労に伴う環境変化による生活面の課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	3	3	3	4	4	5

過去3か年の利用実績は横ばいで推移しています。今後も周知や理解が広がれば利用も増えていくことを想定して、今後3か年の利用量を見込みました。

見込量確保のための方策

- 生活リズムや体調管理をはじめ、働くことの基盤となる日常生活で生じる様々な課題にきめ細かく対応するものです。事業者には、一人ひとりに応じた関わりや、就労先の企業・関係機関との緊密な連携が望まれます。
- 今後も利用者のニーズを的確に把握し、事業所と連携して提供体制の充実を図ります。

(8) 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)				0	2	4

令和7年10月までを目途に開始される新しいサービスです。就労を希望する方がまず利用するサービスとなるため、利用量は多くなることが想定されますが、実施する事業所数を予測し、令和7年度からの利用を見込みました。

見込量確保のための方策

- 現在も障がいのある人の就労を支援するサービスとして就労移行支援や就労継続支援A型・B型などがありますが、利用申請段階からいずれかのサービスを選択しなければならず、利用者とのマッチングが必ずしも十分ではありませんでした。
- 障がいのある人本人と支援側がともに強みや課題をあらかじめ整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系福祉サービスにつながるすることができます。
- 新規サービスの内容周知に努め、事業者と連携し、提供体制の整備を図ります。

5. 居住系サービス

(1) 自立生活援助

居宅で生活する单身等の障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問又は随時の対応により、居宅での自立した日常生活を営む上での問題等を把握し、必要な情報提供、助言及び相談並びに関係機関との連絡調整等、自立した生活を営むために必要な支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

過去3か年で利用はありませんでした。今後、利用希望がある場合には適切な支援を提供します。

見込量確保のための方策

○定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問で、日常生活上で困難や問題はないかなどについて確認を行い、必要な情報の提供及び助言や相談、医療機関等との連絡調整を行います。今後、相談支援事業者と連携して提供体制の確保に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	37	45	46	48	49	50

過去3か年の利用人数は増加傾向にあります。地域生活移行や施設入所者数削減の目標等を踏まえ、今後3か年の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○親亡き後をはじめ、自宅で生活が難しい人でも、施設に入所することなく地域で暮らすための重要なサービスです。一方、指定基準や人材確保、経営面等の問題から、新たな整備が進みづらい状況もあります。

○グループホーム入居が最終目標でなくアパート等での生活を見据える人もおり、利用者のニーズは多様です。一人ひとりの希望する暮らしが実現するよう、事業者・従事者の連携、相談支援事業者や他のサービスとの協力も含めた提供体制確保に努めます。

(3) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	56	56	56	56	56	56

過去3か年で利用人数に変動はありません。地域生活移行や施設入所者数削減の目標があることを踏まえ、利用を希望する方に対して適切なサービス提供を行いながら、今後も同程度の利用者数があることを想定して各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○入所している人たちの高齢化が進んでおり、介護サービスが必要な人には本人や家族の意思や利益を尊重した上で、高齢者施設や介護保険サービスへの円滑な移行を支援します。また、新たに入所する人についても、本人の希望する暮らしを実現することを基本に、きめ細かな配慮のある支援ができるよう、施設及び相談支援事業者と連携して提供体制の確保に努めます。

6. 相談支援

(1) 相談支援

障害福祉サービス（訪問系・日中活動系・居住系）や地域相談支援を利用する人に、その心身の状況や環境、意向を踏まえたサービス等利用計画の作成や一定期間ごとの見直し、関係機関との連絡調整等を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	50	53	56	60	63	67

過去3か年で利用者数は増加しています。今後3か年の各福祉サービスの利用見込み等を踏まえ、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 利用者数が増加する一方で、計画相談支援を提供できる相談支援事業所や相談支援専門員が不足していることから、人材の確保を図るとともに、事業所の協働による連携強化や提供体制の確保に努めます。
- さくら市地域自立支援協議会の相談支援部会にて相談支援専門員研修を実施するなど、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、関係機関との意見交換を行うなど、連携体制の強化を図ります。

(2) 地域移行支援

入所施設や精神科病院などで暮らす人に、住居の確保や障害福祉サービス事業所への同行など地域生活に移行するための支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	1	2	1	1	1	1

過去3か年の利用者は1人から2人でした。施設からの地域移行目標を踏まえ、今後3か年の利用量を見込みました。

見込量確保のための方策

○施設や病院から地域生活への橋渡しを担う重要なサービスです。地域移行の推進には、移行後の生活に安心感がもてるような地域づくりが必要であるほか、施設や病院、地域の支援関係者の意識が重要であることから、地域の支援関係者に活用のイメージが広がるよう周知に取り組むとともに、さらなる施設や病院、地域の支援関係者への情報発信や連携に努めます。

(3) 地域定着支援

地域生活に移行した人やひとり暮らしになった人などに、一定期間、常時の連絡体制を確保し、その障害によって生じる緊急の相談や訪問などの支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

過去3か年の利用者は1人で横ばいでした。地域移行支援の利用者数に対して不足のない量として今後3か年の利用量を見込みました。

見込量確保のための方策

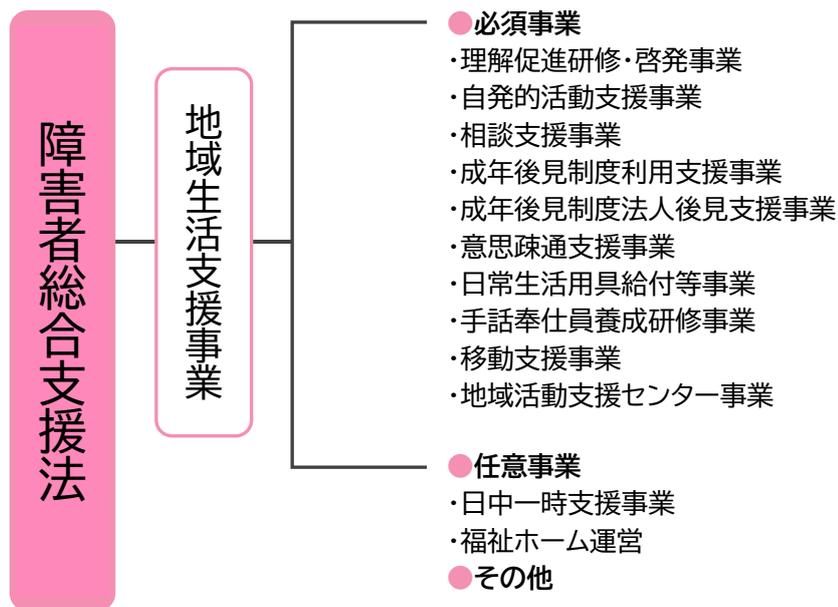
○新たに単身生活を始める人など、在宅生活の不安解消や緊急的な支援を必要とする人に地域生活の安心を確保するサービスです。地域移行支援と同様、地域の支援関係者に活用のイメージが広がるよう周知に努めます。

○このサービスが夜間や休日、緊急時の支援機能を着実に果たすとともに、緊急の状況を生まないような日ごろの支援体制が重要です。自立生活援助をはじめ、あらゆるサービスが地域定着支援であるという意識のもと、一人ひとりの希望する暮らしを支えていける地域生活支援体制の構築に努めます。

第2節 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

市町村地域生活支援事業は、理解促進研修・啓発事業、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業などの必須事業と、任意のその他事業からなり、地域の特性や利用者の状況に応じたきめ細かい事業を行うこととされています。

障がいのある人の地域での暮らしを支援する中で、解決すべきどのような課題があるか、自立支援協議会において協議し、必要なサービスの創出や改善を図ることが重要となります。



1. 地域生活支援事業(必須事業)

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるため研修・啓発を通じて地域の住民への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図るための取組です。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	○	○	○	○	○	○

これまで進めてきた理解促進研修や啓発事業を引き続き行います。

事業実施のための方策

○障がいのある人が住み慣れた地域で、障がいのない人とともに生活していくためには、地域住民の障がいのある人やその特性に対する理解や配慮により、互いを思いやり尊重する共生社会の実現が求められています。そのために、関係団体等と協力・連携し、講演会や施設見学会等の開催を通して、障がいのある人やその特性について学び、理解を深める機会の提供に努めます。

(2) 自発活動支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、家族や地域の住民による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るための取組です。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	○	○	○	○	○	○

これまで進めてきた地域活動団体による自発的活動への支援等を引き続き行います。

事業実施のための方策

○引き続き、社会福祉協議会とともに、活動を支援するための連携体制づくりを推進し、障がいのある人やその家族の所属する団体、NPO法人、ボランティアサークル等の自発的な活動を支援します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人などの福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(ア) 障害者相談支援事業

設置か所数	2	3	3	3	3	4
-------	---	---	---	---	---	---

(イ) 委託相談事業所

設置か所数	2	3	3	3	3	4
-------	---	---	---	---	---	---

(ウ) 基幹相談支援センター

設置か所数	1	1	1	1	1	1
-------	---	---	---	---	---	---

継続的な利用を希望する人のニーズを踏まえ、実施箇所数を維持します。

見込量確保のための方策

- 障害者相談支援事業と基幹相談支援センターそれぞれの役割を整理し、地域の相談支援の拠点としての基幹相談支援センター事業を推進していきます。また、さくら市地域自立支援協議会と連携し、相談支援体制の推進と、権利擁護や虐待防止といった機能の充実をさらに推し進めていきます。
- 身近な相談窓口として、行政、相談支援事業所等関係機関との情報共有、連携に努めていきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい、または精神障がいのある人で、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。

具体的には、知的障がい、または精神障がいのある人で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、成年後見制度の市長申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	1	0	0	1	2	3

過去3か年での利用者はR3度に1件でした。障がいのある人とその家族の高齢化が進む中、成年後見制度の必要性は高まることを考慮し、今後3か年の利用量を見込みました。

見込量確保のための方策

- 相談会を実施することで成年後見制度の周知に努め、利用を必要とする障がいのある人の家族や支援者に対し、制度の積極的な利用を呼びかけます。あわせて、申し立てに要する費用や後見人等の報酬に対する補助が行えることを周知し、経済的な理由で利用をためらっている相談者に対して、制度を活用するよう働きかけます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうちの全部又は一部を助成します。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	○	○	○	○	○	○

令和4年度から社会福祉協議会において実施しています。引き続き事業を実施します。

見込量確保のための方策

- 成年後見制度をはじめ権利擁護に関する支援が重要視されていることを踏まえ、令和4年度から社会福祉協議会で法人後見を実施しました。
- 地域生活支援事業としての法人後見支援事業についても令和4年度以降に実施しています。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚機能、言語機能及び音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳者等を派遣します。

手話通訳者派遣事業については、「栃木県北地区手話通訳派遣協会」が相談支援事業と併せて実施しています。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

① 手話通訳者派遣事業

実施事業者数 (事業者/年)	1	1	1	1	1	1
利用人数 (人/年)	7	6	6	8	8	8

② 要約筆記者派遣事業

実施事業者数 (事業者/年)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

手話通訳者派遣事業では、過去3か年の利用実績がわずかに減少しています。今後3か年の利用は、過去3か年の利用実績のうち最大値の令和3年度実績の8人を見込量として算定しました。

要約筆記者派遣事業では、過去3か年で利用はありませんでした。今後、利用希望がある場合には、適切な支援を提供します。

見込量確保のための方策

- 情報バリアフリーやアクセシビリティを推進するため、制度の周知を図り、積極的な利用を促すとともに、手話通訳や要約筆記を行う支援者のさらなる確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人などで、日常生活をしやすくするための用具を必要とする人に対して、購入費用を給付します。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
① 介護・訓練支援用具						
利用件数 (件/年)	0	1	0	1	1	1
② 自立生活支援用具						
利用件数 (件/年)	5	10	6	10	10	10
③ 在宅療養等支援用具						
利用件数 (件/年)	2	3	4	4	4	4
④ 情報・意思疎通支援用具						
利用件数 (件/年)	6	4	4	4	4	4
⑤ 排せつ管理支援用具						
利用件数 (件/年)	1,046	1,154	1,139	1,232	1,334	1,415
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)						
利用件数 (件/年)	0	0	1	1	1	1

日常生活用具給付については、用具ごとに耐用年数が異なることから、年度ごとの実績値に差がある状況ですが、近年の利用状況を勘案して見込値を設定します。

見込量確保のための方策

- 障害者手帳所持者数の推移をみると、今後も給付対象者は横ばい又は増加するものと思われることから、事業の効率的な運用が必要になります。
- 用具についての情報収集や、利用者及び関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り適切な給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	12	12	12	12	12	12

過去3か年の利用実績に増減はなく、一定数の利用を維持しています。今後3か年の利用はこの利用実績を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 令和2年度までは新型コロナウイルス感染症の影響で研修を中止していましたが、令和3年度以降は再開し、高根沢町との共同実施をしています。
- 情報アクセシビリティの観点も踏まえ、手話奉仕員の活躍の場をさらに増やすよう、関係機関と連携していきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人が地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、マンツーマンによる「個別支援型」の外出支援を実施します。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
延べ利用時間数 (時間)	892	970	1,115	1,282	1,474	1,695
利用人数 (人/年)	10	11	14	18	22	28

過去3か年の利用実績は、年々増加傾向にあります。今後3か年の利用はこの伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 障がいのある人とその家族の高齢化が進み、本人や介助者だけでは外出が難しくなるケースが増えていくことが考えられるため、移動支援は今後も重要な取組の1つとなります。
- 障がいのある人の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、今後もサービス提供体制の確保を図ります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。作業活動、創作・文化活動、生活上の訓練、社会参加支援、居場所的機能等様々な役割を有しており、利用者の障がいの状態や体調等に応じた利用が可能であることから、定期的な利用が困難な障がい者の支援の場としての役割を期待されています。

引き続き、障がいのある人が通所して創作的活動や生産活動を行う機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域生活支援の促進を図ります。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
利用人数 (人/年)	13	12	12	12	12	12

過去3か年の利用実績は、わずかに減少していますがおおむね横ばいで推移しています。地域活動支援センターは居場所づくりとしての意味合いが強い事業であることを勘案し、現在の箇所数を維持し、今後3か年の利用は過去の利用実績程度の利用を勘案し、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○令和3年度から基礎的事業として1か所開所しています。今後は地域活動支援センターについて周知に努め、より利用しやすい地域施設として、障害福祉サービス提供実績のある団体等や、障害福祉サービス提供事業者以外の関係団体等と連携し、機能の充実・強化を図ります。

2. 地域生活支援事業(任意事業)

(1) 福祉ホームの運営

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする人を除く。）を対象に、現に住居を求めている障がいのある人に対し低額な料金で居宅やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障がいのある人の地域生活を支援します。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	5	5	4	6	6	6

過去3か年の利用実績は、わずかに減少していますがおおむね横ばいの傾向にあります。令和2年以前の利用状況も踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○障がい者支援施設や精神科病院を退所・退院して地域生活へ移行する障がいのある人の生活の場を確保するため、関係機関と連携して引き続き安定した事業を行います。

(2) 日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中時間における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

具体的には、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設において障がいのある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	26	14	22	22	22	22

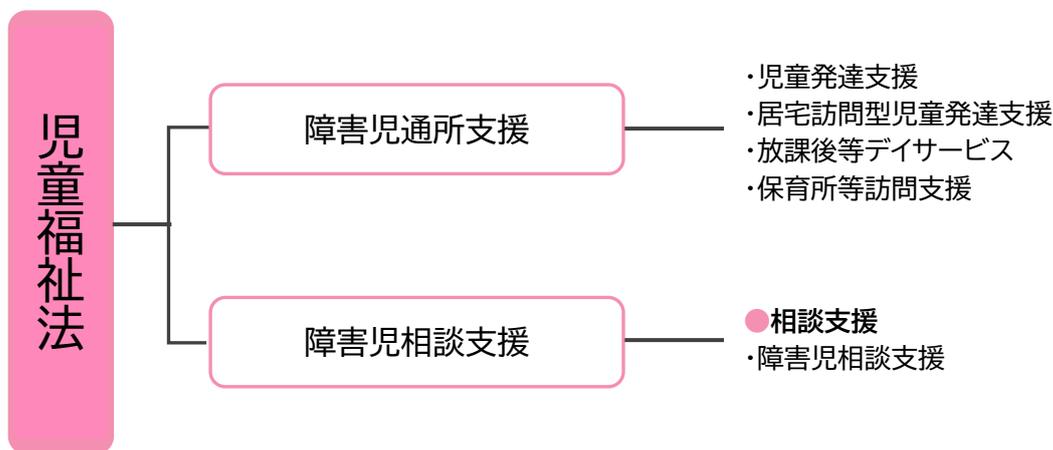
過去3か年の利用実績は、増減しながら推移しています。令和2年以前の利用状況も踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○日中活動を提供している障害福祉サービス事業所と引き続き連携し、市内・市外での柔軟な利用ができるよう利用先の確保に努め、利用日数の増加を図ります。

第3節 障害児福祉サービスの見込量と確保のための方策

『さくら市第3期障がい児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。



1. 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいのある子ども（未就学児）を対象に、日常生活の基本的な動作や知識、集団生活への適応などを獲得するための個別・集団の療育を行う、ライフステージを通じた切れ目のない支援の入口を担うサービスです。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	453	502	612	678	751	832
利用人数 (人/月)	64	78	96	118	143	175

過去3か年で利用量、利用人数ともに大きく増加しています。障がいや発達が気になる子どもが増えていることを踏まえ、今後3か年の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○必要な支援や配慮が切れ目なく提供されるよう、圏域内の動向を注視しつつ、サービス提供事業者及び相談支援事業者のほか、保健・医療・教育などの関係機関との連携を図るとともに、提供体制の確保に努めます。

(2) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどにより外出が著しく困難な子どものため、居宅を訪問して専門的な発達支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

過去3か年で利用はありませんでした。今後、利用希望がある場合には適切な支援を提供します。

見込量確保のための方策

- 重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子どもなど、直ちに集団での支援が望ましいとはいえない子どもたちにも、在宅でその子に応じた日常生活動作や知的技能などの成長発達の機会を保障する重要なサービスです。
- 通所支援の利用や教育機会の保障など社会との関わりに向けたステップとしても活用が期待されます。サービス提供事業者の確保に向けて福祉・保健・医療の関係機関も含めた連携に努めます。

(3) 放課後等デイサービス

学校へ通う障がいのある子どもに、放課後や長期休暇などにおいて、生活能力や社会性を獲得するための訓練や地域社会との交流などの支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	1,336	1,483	1,607	1,741	1,886	2,044
利用人数 (人/月)	113	116	129	144	161	179

過去3か年で利用量、利用人数ともに大きく増加しています。今後3か年の利用は、この伸び率や障がい児支援の提供体制の整備目標を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 子どもの出生数が減少する中、放課後等デイサービスの利用希望者数は一貫して増加しており、事業所の新設や定員増により提供体制の拡充が図られていますが、その一方で、現場の業務が多忙化していることから、一人ひとりに応じた丁寧な関わりや支援の専門性の確保に努めます。
- 事業所だけで取り組みを完結することなく、その成果を学校等の現場や家庭に還元していきることが重要です。また、学校等や家庭の困り感を早期に受け止め、その子に応じた関わりをともに考えていけるような相談支援体制も必要です。サービス提供事業者及び相談支援事業者を中心として、各関係機関の連携の強化に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

障がいのある子どもが通う保育所等（小学校含む）を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応に必要な、保育所等の先生方の支援や連携強化など専門的な支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	10	16	21	28	37	48
利用人数 (人/月)	10	15	19	25	32	42

過去3か年で利用量、利用人数ともに増加しています。今後3か年の利用は、この伸び率や障害児支援の提供体制の整備目標を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 保育所・幼稚園のほか、学校や放課後児童クラブ（学童保育）への訪問も可能であり、障がいのある子どもが、地域でほかの子どもたちと同じ環境の中で過ごせるよう、障がい児支援の専門性を地域の様々な現場に広げていく意味があります。
- 地域の保育や教育の現場が、様々な特性や障がいのある子どもにとって過ごしやすい場所となるよう、制度の周知を図るほか、サービス提供事業者及び相談支援事業者、保健・医療・教育などの関係機関との連携に努めます。

(5) 障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する児童等の心身の状況や環境、意向を踏まえた障害児支援利用計画の作成や一定期間ごとの見直し、関係機関との連絡調整等を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	22	25	26	27	29	30

過去3か年で利用人数は増加傾向にあります。障がいや発達が気になる子どもが増えていることを踏まえ、今後3か年の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 利用者数が増加する一方で、障害児相談支援を提供できる相談支援事業所や相談支援専門員が不足していることから、人材の確保を図るとともに、事業所の協働による連携強化や提供体制の確保に努めます。



資料編

1 障がい者計画等策定委員会委員名簿

順不同・敬称略 委員：15名

番号	氏名	所属	職名
1	荒井 一宏	桜ふれあいの郷	施設長
2	鱒淵 史雄	清風園	施設長
3	若倉 健	こども発達支援センター ぴーち	施設長
4	桑嶋 俊雄	さくら市身体障害者相談員	代表
5	関 セツ子	さくら市知的障害者相談員	代表
6	笠井 勇一	さくら市民生委員児童委員協議会連合会	会長
7	長島 正明	栃木県矢板健康福祉センター	所長補佐（総括）兼 保健衛生課長
8	興野 憲史	栃木県精神保健福祉会	会長
9	白井 新	さくら市身体障害者福祉会	会長
10	蓮實 照子	さくら市手をつなぐ育成会	会長
11	津浦 幸夫	さくら市社会教育委員会	委員長
12	田中 耕一	さくら市社会福祉協議会	会長
13	高野 朋久	さくら市健康福祉部	部長
14	関 和久	さくら市総合政策課	課長
15	佐藤 康夫	さくら市財政課	課長

2 さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会委員名簿

番号	氏名	所属	係名または職名等
1	永井 聡行	総合政策課	プロジェクト推進係
2	鈴木 雅利	財政課	財政係
3	大島 渉	生活環境課	リサイクル推進係
4	君島 成美	福祉課	課長補佐
5	柴山 雅子	福祉課	社会福祉係
6	柴山 晶子	福祉課	障がい福祉係
7	福富 英明	福祉課	生活福祉係
8	石川 陽子	高齢課	介護保険係
9	宮野 直斗	高齢課	地域包括ケア推進係
10	中山 宗美	高齢課	見守り福祉係
11	田代 直也	こども政策課	こども政策係
12	鈴木 由佳	健康増進課	子育て世代支援係
13	高根 幸江	健康増進課	健康増進係
14	阿波 一世	建設課	管理係
15	加藤 寛之	都市整備課	都市計画係
16	吉永 恵	学校教育課	学校支援係
17	鈴木 真代	生涯学習課	生涯学習係
18	岡本 崇男	スポーツ振興課	生涯スポーツ係
19	仲根 信行	さくら市社会福祉協議会	事務局長
20	佐藤 敬子	障害者相談支援センター桜花	相談員
21	根本 真理子	障がい者支援センターふれあい	相談員

3 さくら市障がい者計画策定経過

日程	内容
令和5年 8月～9月	さくら市障害福祉に関する事業所等アンケート調査の実施
9月	さくら市障害福祉に関する事業所等ヒアリングの実施
10月16日（月）	第1回 さくら市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画等策定委員会 幹事会 （1）さくら市 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定における計画概要について （2）さくら市 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の現状のまとめ
10月30日（月）	第1回 さくら市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画等策定委員会 （1）さくら市 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定における計画概要について （2）さくら市 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の現状のまとめ
11月20日（月）	第2回 さくら市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画等策定委員会 幹事会 （1）第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について
12月5日（火）	第2回 さくら市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画等策定委員会 （1）第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について
12月	第1回 さくら市地域自立支援協議会（書面開催） （1）第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について意見照会
令和6年 1月18（木）	議員全員協議会に第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について報告
1月22日（月）～ 2月9日（金）	パブリックコメントの実施
3月	第3回 さくら市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画等策定委員会 幹事会（書面開催） （1）パブリックコメントの結果について （2）第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について 第3回 さくら市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画等策定委員会 （書面開催） （1）パブリックコメントの結果について （2）第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について
3月12日（火）	第2回 さくら市地域自立支援協議会 （1）パブリックコメントの結果について （2）第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について
3月	さくら市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を決定

4 用語集

あ行	
ICT（アイシーティ）	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながる技術のことです。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援等を行い、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する事業をいいます。
医療的ケア児	障がいにより、口から食物を食べることができず、鼻などから管を通して栄養剤を送る経管栄養や、自力ではたんが出せず吸引を行うなど、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を要する障がい児をいいます。
NPO（エヌピーオー）	民間非営利組織、特定非営利活動団体。Non Profit Organizationの頭文字をとったもので、営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織をいいます。
SDGs（持続可能な開発目標）	2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。
か行	
介護給付	障害福祉サービスにおいて、障がいのある人が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう、日常生活の介護支援を行う事業をいいます。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とします。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為で、殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあります。
協働	市民がさくら市のまちづくりに参画し、行政と市民がそれぞれ適切に役割を分担し協力し合うことです。
強度行動障がい	強度行動障害はももとの障害ではなく、その人の状態のことで、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になります。
訓練等給付	障害福祉サービスにおいて、自立生活や就労を目指す人に、一定期間提供される訓練的な支援事業のことをいいます。
権利擁護	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人について、生活や財産を守ったり、契約を代わりに行うことを法律的に支援することで、成年後見制度はそのひとつです。

合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことで、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。
さ行	
指定特定相談支援事業者	市の指定を受けて、障がい者が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング（見直し）を行うなどの支援を行う事業者のことです。
指定難病	難病のうち、客観的な診断基準が確立しており、患者数が国内において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達していない、医療費助成の対象になっている疾病です。
就労アセスメント	就労継続支援B型事業の利用希望者に対して、サービス利用希望者が最も適した場所で働くことができるように、就労能力や就労に対する意欲などを評価するシステムです。評価の選択肢としては就労継続支援B型の利用適否だけでなく、その他の就労支援サービスの利用や一般就労なども含まれます。
手話奉仕員	手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人で、聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常生活を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に養成されます。
障害支援区分	障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。「非該当」をはじめ「区分1」から「区分6」まであり、「区分6」は必要とされる支援の度合いが最も高くなります。障害支援区分認定調査による合計点等により区分けされます。
障害児支援利用計画	児童発達支援・放課後等デイサービスをはじめとする障害児通所支援を利用する場合に、サービスの利用者を支援するための中心的な総合計画のことをいいます。
障害者基本法	障がい者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障がい者のための施策の基本となる事項を定めることで、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって障がい者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律です。
障害者自立支援審査支払等システム	障害者自立支援給付における障害福祉サービス等の提供において、事業所が請求した情報に基づき、国民健康保険団体連合会が受付、点検、審査等を行った後市町村へ請求し、事業所へ報酬等が支払われる仕組みです。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	平成25年に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、それに伴い障がい者の定義に難病などが追加されました。また、平成30年の改正では重度訪問介護の訪問先拡大、就労定着支援の創設や自立生活援助の創設などが盛り込まれました。

障害福祉サービス	障がい者の障がい程度、社会活動や介護者の有無、住居等の状況をはじめ勘案すべき事項を踏まえた上で、個別に支給決定が行われるサービスです。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。
障害福祉DB	障がい者が利用する介護や就労支援などの障害福祉サービスについて、全国の利用状況などを集積したデータベースです。どんな障がいのある人が、どのサービスを利用しているかを詳細に分析し、施策に反映できるようにしたり、サービスの質の向上やばらつきは是正の役割も担います。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律で、行政機関等や民間事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止しています。また、障がいのある方が直面する社会的障壁について、本人の求めに応じて合理的な配慮を行うことを義務付けています。
児童発達支援センター	平成24年の改正児童福祉法の施行により創設されました。児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性をいかし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設です。
児童福祉法	児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律で昭和23年施行されました。令和6年の改正では、子育て支援や自立支援、障がい児への支援が強化されます。
小児慢性特定疾病	子どもの慢性疾病のうち、小児がん等その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となる16疾患群、788疾患が対象となっています（令和3年11月現在）。18歳未満（一部20歳まで）の児童において、対象疾患の治療に係る医療費の医療保険自己負担分を公費で助成する制度があります。
情報アクセシビリティ	パソコンやスマートフォンなどによる情報の受け取りやすさのことで、ハードウェア・ソフトウェアの使用やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすることをいいます。
自立支援医療	医療費と所得の双方に着目し、障がいに係る公費負担制度間での負担の不均衡を解消するため、これまでの育成医療、更生医療、精神通院医療の3つの公費負担医療制度を統合し、医療費の自己負担額を軽減する制度です。
自立支援給付	障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者と対等な関係に基づいて障がい者が自ら選択、契約をすることで、そのサービスを利用する仕組みをいいます。
自立支援協議会	障がい福祉に係る多種多様な課題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等、地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会のことです。

身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付します。
精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもので、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳所持者には様々な支援策が講じられています。
成年後見制度	認知症、知的障がい者または精神障がい者等で、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、援助してくれる人をつける制度です。
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者、または障がい者等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
ソーシャルインクルージョン	社会的包摂の意味でイギリスやフランスなどヨーロッパ諸国で、近年の社会福祉の再編において基調とされている理念です。具体的には、障がい者、貧困者、失業者、ホームレスなど誰も排除されない、誰も差別されない「ともに生きる寛容で懐の深い社会」を目指す考え方のことです。障がいを有する人、貧困や失業に陥った人、ホームレスの状態にある人等を社会的に排除するのではなく、お互いの状況や差異や多様性について十分理解し合い、連帯の精神により地域社会への参画を促し、社会に統合するという考え方を指します。
た行	
ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のことをいいます。
地域生活支援拠点	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談（地域移行、親元からの自立等）、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受け入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等を備えた拠点をいいます。
地域生活支援事業	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市が中心となり柔軟な形態により、効果的・効率的に実施する事業です。
地域生活への移行	入所施設で生活する障がいのある人や、入院治療の必要がないにもかかわらず、自立生活の困難等の問題により長期入院している障がいのある人が、自らの意思で暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現することをいいます。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者や障がい者等をはじめすべての住民が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野を一体的に受けられる支援体制のことをいいます。平成29年には新たに、精神障がい者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが、新たな理念として盛り込まれました。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、本市に係る防災に関して市及び関係機関が処理すべき事務または業務について定めた計画です。

特定医療費受給者証	指定難病と診断され手続きをすると「特定医療費（指定難病）医療受給者証」が交付され、治療にかかる医療費自己負担（保険診療）の公費助成を受けることができます。
特別支援学級	発達障がい等があることにより、通常の学級における指導では十分な効果を上げることが困難な児童・生徒に対して、きめ細かな教育を行うために小・中学校の中に特別に設置された少人数の学級です。
特別支援学校	従来の盲・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度です。対象とする障がい種は視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校です。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有します。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含め障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。
な行	
難病	原因不明で、治療方法がまだ確立していない病気の総称です。
ノーマライゼーション	正常化の意味で、年齢、障がいの有無や程度にかかわらず、すべての人が通常の生活を送ることができるようにする社会をいいます。
は行	
発達障がい	先天的な脳の機能障がいとして生じるもので、自閉症スペクトラム障がい、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）等の総称です。
パブリックコメント	公衆の意見の意味で、公的な機関が規則等の制定に先立ち、意見、情報、改善案等（コメント）を求める手続きで、市民の意見を聴取し、その結果を反映させることにより、よりよい行政を目指すものです。
バリアフリー	障害・障壁のないという意味で、自らの意志に基づく自由な行動を妨げる障壁（バリア）を、地域の中や施設、住宅、人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しやすいものにするをいいます。
ペアレントトレーニング	1960年代から米国で発展し、子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指します。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。
PDCAサイクル	様々な分野で品質改善や業務改善などに活用されている、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」の順に繰り返すことで、業務の質を高めるマネジメント手法をいいます。
法人後見	法人（公益団体など）が成年後見制度における後見人や保佐人に選任されることです。個人よりも法人を後見人・保佐人に選任することにより、より長期的・継続的な支援が可能となるケースもあります。

ま行	
民生委員・児童委員	地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けた委員で、社会福祉の精神により地域住民の立場に立った相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っています。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。
ら行	
ライフステージ	人間の一生における乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等の各段階のことをいいます。
リハビリテーション	再び適した状態にすることの意味で、障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復のための技術的なプログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復と獲得を目指す考え方をいいます。
療育手帳	知的障がい者及び知的障がい児への一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事または指定都市市長が交付するものです。

さくら市

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行日 令和6年3月

発行 さくら市

〒329-1392

栃木県さくら市氏家 2771 番地

TEL 028-681-1161 (直通) FAX 028-682-1305

企画・編集 さくら市 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係

